

令和4年 第4回定例会

美深町議会議録

令和4年12月13日 開会

令和4年12月16日 閉会

美深町議会

令和4年第4回定例会
美深町議会会議録

第1号（令和4年12月13日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第42号の提案説明
- 第 5 議案第43号の提案説明
- 第 6 議案第44号の提案説明
- 第 7 議案第45号の提案説明
- 第 8 議案第46号の提案説明
- 第 9 議案第47号の提案説明
- 第10 議案第48号乃至議案第54号の提案説明
- 第11 報告第7号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第12 報告第8号 委員会報告 次期議会構成等についての協議に関する報告
- 第13 休会日の決定

◎出席議員（10名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 欠 員
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	桜木健一君
保健福祉課長	中江勝規君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	建設水道課上席主幹	竹田哲君
会計管理者	後藤裕幸君	総務グループ主幹	小林一仙君
企画グループ主幹	小野勇二君	生活環境グループ主幹	内山徹君
税務グループ主幹	中林秀文君	保健福祉グループ主幹	和田政則君
農業グループ主幹	前田直久君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	丹伊田和博君
------	-------	--------	--------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので令和4年第4回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において6番 藤原議員、7番 小口議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から30日までの18日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から30日までの18日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。まず、閉会中の議長の動向及び各委員会の動きにつきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました請願、陳情等について申し上げます。請願では農業生産資材高騰対策対応に関する請願の1件であり、議会側議案の請願文書表の通り産業教育常任委員会に付託しております。北海道内の全ての地方公共団体及び町議会に対し犯罪被害者等支援に特化した条例の制定及びその実効的運用を求める決議、他2件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和4年11月実施の例月出納検査報告。令和4年度前期定期監査報告及び財政援助団体等監査報告。以上3点は議会側議案に写しを添付しています。次に本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例の一部改正4件、指定管理者の指定2件、

補正予算7件、合計13件です。議会側提出のものは委員会報告2件です。次に一般質問について申し上げます。一般質問通告者は小口議員、他合計4人です。一般質問については15日木曜日に行うこととしています。次に説明員については、一覧表を配布しています。最後に、会期中の新型コロナウイルス感染予防対策として議場内喚起のため一部ドアを開け、さらに次亜塩素酸空間除菌脱臭機を設置しています。また、傍聴席では座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（南 和博君） ここで議員各位にお諮りします。山口町長が腰を痛めておられますが、今定例会における発言は状況に応じ自席で着席のままで行うことを許可することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 従って今定例会において山口町長の発言は自席で着席のままで行うことを許可することと致します。

◎日程第4 議案第42号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第42号 美深町議会議員及び美深町町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは議案第42号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。議案第42号は最近の物価変動等を鑑み、国政選挙における選挙運動経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、国政選挙に準じて定めている美深町議会議員及び美深町長の選挙における公費負担額について引き上げるものでございます。よろしく審議いただき原案決定くださいますようよろしくお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので議案書1ページお開きいただきたいと思います。議案第42号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料でご説明いたしますので、1枚めくっていただきまして、新旧対照表を付けてございます。改正の趣旨は、只今町長から提案説明あった通りでございまして、まず第4条の改正でございますが、この改正は選挙運動用自動車の使用にかかる改正でございまして、

まず第2号ですね。（2）と書いてありますけれども、第2号のアの改正。これは自動車借入契約に関する規定でありますけれども、現行1日1万5,800円となっております。これを1万6,100円に改めるものでございます。次に第2号のイでございますけれども、これは燃料供給契約に関する規定となっておりまして、現行7,560円にこれ選挙運動日数を乗じた金額。掛けた金額ですね。これが限度額となってございますが、この額を7,700円に改めるものでございます。次、3ページの中ほどでありますけれども第8条の改正。この改正は選挙運動用ビラの作成にかかる改正でございまして、1枚当たりの作成単価、現行7円51銭これを7円73銭に改める改正でございます。次のページめくっていただきまして11条の改正となります。これは選挙運動用ポスターの作成にかかる改正でございます。ポスターの作成単価につきましては、現行は252円6銭にポスター展示場の数を乗じた額を算出しまして、この額に5万200円を加えた金額。この金額をポスター掲示上の数で割り返した金額が1枚あたりの限度額となってございます。この算出に用いる金額525円6銭を541円31銭に改め5万200円を5万1,130円に改めるものでございます。ポスター掲示上の数34カ所ございますので、ポスター1枚あたりの公費負担の限度額現行で2,002円となってございますけれども改正後は2,045円になるものでございます。この条例につきましては、交付の日から施行するという附則でございます。以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

◎日程第5 議案第43号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第43号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第43号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。議案第43号は町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当を改正するものであります。これまで、特別職及び議会議員の期末手当支給率は人事院勧告を勘案して定めて参りました。今年の人事院勧告において、勤勉手当の引き上げが勧告されており、これを考慮して年間0.1カ月引き上げようとするものであります。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げて提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書5ページ

からでございます。議案第43号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも1枚めくっていただきまして、7ページに資料をお付けしてございます。表がありますので、この表で説明をさせていただきます。改正条例4条からなる条例でございますけれども、それぞれ4年の1・2月施行の分と5年以降の分に分かれておりますので、この表で一括説明をさせていただきます。期末手当の改正につきましては、令和4年度の支給率から改めるものでございまして、4年度分、この表のちょうど中段になっておりますけれども、1・2月の支給率を0.1ヶ月引き上げます。改正条例でいきますと第1条が町長等の改正で第3条が議会議員の改正ということになってございます。これによって現行の年間支給率4・3月分が4・4月分に改められるというものでございまして、令和5年度、表の一番下でありますけれども、5年度からは6月、1・2月の支給率これをそれぞれ0.05月引き上げを行いまして年間0.1ヶ月の引き上げで総支給率が4.4ヶ月となるものでございます。この改正につきましては町長等の改正が第2条、議会議員が第4条の改正となってございます。以上、議案の説明とさせていただきます。

◎日程第6 議案第44号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この一般職の給与条例につきましては、国家公務員の給与に関してなされた令和4年人事院勧告に伴うものであります。人事院勧告では俸給月額及び勤勉手当について民間の給与水準に準拠した引き上げが勧告されたことから本町におきましても、これらに準じた改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書の10ページからでございます。議案第44号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。何枚かめくっていただきまして17ページからですね。資料をお付けしてございますのでこの資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。只今、町長から提案説明ありました通り人事院勧告による国家公務員給与の改定に準じた

改定を行うものでございます。まず給料月額の改正でありますけれども、これは初任給をはじめ若年層を引き上げる改正となってございます。次に勤勉手当の支給率これを0.1カ月引き上げまして期末勤勉手当の総支給率を現行4.3カ月を4.4カ月と改めます。また再任用職員にありますては0.05月引き上げをいたしまして総支給率を現行2.25月を2.3カ月と改めるものでございます。下の表でありますけれども手当の改正内容を表したものでございまして、令和4年度の支給率から改定するものでございます。4年度分につきましては12月支給の勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げます。再任用職員にあっては0.05月の引き上げとなってございます。これが第1条の改正でございまして、令和5年度、令和5年4月1日改定と表にありますけれども、5年度からは6月・12月の勤勉手当の支給率それぞれ0.05月引き上げまして年間支給率を2.0月に改めます。再任用職員にあってはそれぞれ0.025月引き上げまして年間支給率を0.95月に改めるものでございます。これが第2条の改正となってございまして、次に給料表の改正でございますが、18ページから給料表載ってございますけれども、アンダーラインのある金額これが改正をされます。この表でいきますと1級の17号俸。表のですね、18ページの下の方にですね。号俸で17と書いてありますけれども、そこの横の数字が14万6,100円と記載されています。これが、1級17号の現行の金額でございます。これが、改正で4千円引き上げられまして15万100円となるものでございます。次のページの32号俸ですね。32号俸までが4千円の引き上げ、以降3,900円から200円までの引き上げとなってございます。2級につきましては3千円から200円の引き上げとなつてございまして、19ページの一番上21と書いてありますけれども、1級の21号俸これが高卒の初任給でございまして、現行15万600円を4千円引き上げまして15万4,600円に改定をする。大学卒の初任給が1級の41号俸になります。19ページの中段ちょっと下の方に41と書いてありますけれども、現行18万2,200円これを18万5,200円に改定、3千円の引き上げとなってございます。給料月額の改正につきましては、令和4年4月1日に遡及をして改定をするものでございます。以上、議案の説明とさせていただきます。

◎日程第7 議案第45号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第45号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第45号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等

の条例の制定について提案説明を申し上げます。国家公務員に準じて職員の定年を引き上げるため、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い定年の段階的な引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入のほか、年齢60歳を超える職員に係る給与に関する特例を設ける等の関係条例の整備をするものであります。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。24ページからになります。議案第45号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。非常に長い条例になってございます。めくっていただきまして42ページからご覧いただきたいと思いますが、資料を付けてございます。資料によってご説明させていただきますが、これまでの改正する条項ごとの説明ではなくてですね。制度改正のポイントについて説明し、この条例の説明とさせていただきたいと思います。定年が60歳から65歳に引き上げられますが、段階的に年齢を引き上げる経過措置となりまして、またこの改正に伴い新たな制度がですね。大きく3つの制度がですね、施行されます。これらについて順を追ってご説明をさせていただきたいと思います。なお、この資料につきましては主要の制度改正についてまとめておりますが、説明の都合上から改正条例の条項順となっておりませんので、あらかじめご了承いただきたいと思います。それでは、資料に基づきまして概要を説明させていただきます。まず第1条関係と書いてありますけれども、これ第1条の改正でございまして、職員の定年等に関する条例の一部改正です。定年を、60歳から65歳に引き上げる改正です。ただし65歳が定年となるのは、令和13年度からで令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げる経過措置を設けます。表に記されている通り、令和5年度は61歳が定年となり2年ごとに62歳、63歳と段階的に引き上げる改正となっております。次に、この改正に伴う新たな制度や追加となる改正がございます。1つ目は、管理監督職勤務上限年齢制度で、いわゆる役職定年制と、この制度の導入となってございます。定年の年齢は引き上げられますが、管理監督職いわゆる管理職であった職員は役職定年制によって管理職以外の職に降任をするという制度でございます。役職定年は60歳となってございます。なお、特別な事情等がある場合については、その職に留任させるという特例任用の扱いもこの中で規定するものでございます。次に2つ目の新たな制度につきましては、定年前再任用短時間勤務制度でございます。定年年齢の引き上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則としますが、60歳以上の職員について多様な働き方を可能と

するニーズなどに対応するため、60歳に達した日を定年前に退職した職員を短時間勤務職に再任用することが出来る制度が新たに導入をされます。この制度には色々なパターンが想定されるわけでございますが、60歳で退職し引き続いて短時間の職に勤務をするという選択肢。さらには、一旦退職して数年置いて63歳から短時間の勤務の職に就いたり、あるいは62歳で退職して引き続いて短時間勤務の職員として65歳まで勤務することができると、こういった制度でございます。次に表の3段目でございますけれども、これは定年の特例任用を定めた現行規定がございますが、これに役職定年の異動期間を延長した場合における扱いを規定するものでございます。このページ42ページの最後の表ですね。これは経過規定となってございまして、旧制度といいますか、現行制度の中でですね。60歳定年によって退職した場合、再任用制度というのがございまして、これによって勤務することができております。今回の改正では、この再任用制度が廃止をされるということになってございます。ただし60歳定年の制度が完成するまでの間、これは暫定措置、経過措置としまして再任用を暫定再任用として、これらの規定を附則に規定をするということでございます。旧制度における再任用職員それと定年年齢の段階的な引き上げの期間において定年となった方、61歳、62歳、63歳ですね。定年になった方、職員については65歳までの間、暫定の再任用職員として採用することが出来るという規定を追加するものでございます。次、43ページでございますが、上の表これらのその他の改正でございます。ここに掲げたものは、これまでの改正にかかる手続きですとか経過措置となってございます。この条例の施行日が令和5年4月1日とするものでございまして、これ以後説明いたします改正の施行日も、いずれも令和5年4月1日とするものでございます。次に下の表ですね。条例が飛びますけれども、第8条の改正ということで職員の給与に関する条例の一部改正でございます。ここで3つ目の新たな制度改正がで参ります。その改正が60歳に達した日後における給与月額に関する規定でございまして、定年を65歳にすることに伴いまして60歳を超える職員の給料月額、これは7割に、7割水準にするということで、減額をすることをございます。従いまして定年延長となった5年間の給与月額、これは7割とする規定の追加でございます。なお、この他に除外規定ですか、あと先ほど説明しました役職定年によりまして降任をした職員に対する経過措置、こういったものをこの中で整備をしていくものでございます。次の説明でありますけれども、新たな制度となります定年前再任用短時間勤務職員の給与等に関する規定の整理でございます。たくさん書いてありますけれども旧制度の再任用職員の規定がありますが、この規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める内容となってございます。まず一番最初の給料表中と書いてありますけれども、給料表の改正につきましては現在、再任用職員

に関する給料表の一番下に記載してございますが、ここを定年前再任用短時間勤務職員と改める改正でございます。この現行の再任用職員の金額、これを定年前再任用短時間勤務職員の基準給料額と規定いたしまして、この基準給料月額をもって給料月額を算定するということでございます。フルタイムで働いた場合の金額を規定として、短時間勤務ですからそれぞれの短時間勤務職員の任用実態に合わせた計算をして給料月額を算定するというそういった方式に規定するわけでございます。また、ここにそれぞれ記載している通り各種手当等に関する規定につきましては、現行の再任用職員または再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるという改正となってございます。この他の経過措置としまして、改正条例附則において給料月額の7割とする規定、これを除外する規定も一部整備をしていきます。また、経過措置であります暫定再任用職員の給料月額等についても、この改正条例の附則の中で定めていくという改正でございます。以上までがこの条例の主要な改正となってございますが、次44ページからの説明になりますが、このページ後の改正につきましては、只今説明しました定年条例及び給与条例の改正に伴いまして関連する条例があります。この関連する条例に、改正を要するものが8本ございます。また制度の廃止によって廃止する条例が1本ありますので順を追ってご説明をさせていただきたいと思います。まず第2条関係、第2条の改正です。美深町人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部改正となってございます。この条例につきましては、地方公務員法の規定によって行うこととされております人事行政の運営等の状況の公表についてですね。対象となる職員ですとか報告事項等を定めている条例でございますが、この報告の対象となる職員を地方公務員法の規定を引用して定めているのでありますが、今回の改正に伴いまして再任用短時間勤務職員これを定年前再任用短時間勤務職員とするよう改める改正となってございます。第3条の改正が、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。これは新たな制度として、役職定年制が導入されることに伴う改正でございます。この制度により降職し、降級つまり給料の格付けが下がるということでございますが、この降級に関しての規定をこの条例で整理をするというものでございます。次に第4条の改正。職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。これも新たな制度にかかるものでございまして、定年延長にかかる給料月額の7割水準に関連した改正でございます。懲戒処分における減給について減給処分の発令後に当該職員が7割水準等に給料月額が変動した場合に、これらの取り扱いを定めるというものでございます。次の第5条の改正が、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正となってございます。公益法人等の職員は派遣につきましては、法に基づき派遣することができる団体及び派遣の対象から除く職員を条例で定めているわけでありますが、今回の

改正は職員の派遣または退職派遣の対象から除く職員に管理監督職勤務上限年齢の特例任用となった職員を加えるという改正でございます。特例任用になった職員につきましては、派遣の対象から除くということでございます。次の第6条の改正が、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正でございます。これも新たな職員に関して規定する改正でございまして、条文にある再任用短時間勤務職員をこれも定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございまして、そして経過措置としておかれます暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして規定を適用すると改めるものでございます。次に、第7条の改正にあります45ページからでございますけれども、職員の育児休業に関する条例の一部改正でございまして、育児休業及び育児短時間勤務の対象とならない職員に特例任用の管理監督の職を占める職員を加えるという改正でございます。次に第9条の改正、職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正でございます。寒冷地手当の支給対象外となる職員の規定を改めるものでございまして、支給対象となる職員は常勤の職員と規定しまして新たな職となる定年前再任用短時間勤務職員は支給対象外の職員となるよう改めますとともに経過措置でおかれます暫定再任用職員につきましては、支給対象外でありますので、この旨附則で規定をするという改正でございます。次に、第10条の改正でございます。美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給率これは再任用職員の規定を準用しておりましたが、再任用職員なくなりますので、定年前再任用短時間勤務職員の規定に準用すると改める内容となっています。以上が関係条例の一部改正となってございますが、最後に第11条の改正。これが条例の廃止でございまして、地方公務員法の一部改正によりまして再任用制度が廃止されますので、この美深町職員の再任用に関する条例を廃止するという改正でございます。長くなりましたが以上で議案第45号の説明とさせていただきます。

◎日程第8 議案第46号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定については、地方自治法第117条の規定により齊藤議員が除斥となりますのでよろしくお願ひいたします。

日程第8 議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館

「双子座館」指定管理者の指定について提案説明申し上げます。この指定については、物産館を含めた森林公園びふかアイランド全体の指定管理者を指定するものでございます。指定管理者の候補者については昭和55年度から事業運営に携わっており、これまでの豊富な運営実績から今後の経営の効率化と安定化に向けた事業運営ができると判断し、指定管理者を株式会社美深振興公社に指定しようとするものでございます。指定管理期間については、経営安定化に向けた事業運営において長期的な継続性が欠かせないことから、令和5年度から令和9年度までの5年間とするものでございます。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。46ページになってございます。議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館「双子座館」 指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次の通り森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館「双子座館」の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。1としまして、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。1つ目が森林公園びふかアイランド、美深町字紋穂内13番地1ほかでございます。2つ目が美深町物産展示館「双子座館」同じく字大手307番地の1でございます。指定管理者となる団体、所在地が美深町字紋穂内139番地。名称が株式会社美深振興公社 代表者 代表取締役 山崎晴一。指定期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としようとするものでございます。以上、議案の説明を終わります。

◎日程第9 議案第47号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第47号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第47号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。現在、第2自治会を指定管理者として指定管理運営しているほっとプラザ・スマイルについては、令和4年度末をもって5年間の指定管理が終了いたしますが引き続き、この指定管理を行うべく提案するものであります。候補者の第2自治会についてはほっとプラザ・スマイルの開設当初から10年間の運営実績があり、施設の機能等を十分に理解しており、引き続き自治会の活力を積極的に活用した適切な管理運営が期待できると判断したところであります。指定管理期間につきましては、安定的な管理

運営のために長期的な継続性が欠かせないと判断し、令和5年度から9年度までの5年間とするものであります。よろしく審議いただき原案決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書の最終ページ47ページでございます。議案第47号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次の通り、ほっとプラザ・スマイルの指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。1として、指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。名称が、ほっとプラザ・スマイル。所在地が美深町字大通り南2丁目12番地。2として、指定管理者となる団体でございますが、所在地が美深町字東2条南2丁目7番地。名称が第2自治会 代表者名が会長 村本修二でございます。3として指定期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものでございます。以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

◎日程第10 議案第48号乃至議案第54号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第48号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第7号）乃至議案第54号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは、議案第48号から第54号までの補正予算関係について一括提案として説明をさせていただきます。この会計でありますけれども、一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきましては、一括でありますのでよろしくお願ひ申し上げます。今回の補正でありますけれども、歳出では一般会計でありますけれども事業量の増減や入札減等の整理、施設等の修繕などの経費のほか、燃料、電気料高騰の影響を受けている燃料費。光熱水費の追加、負担金、補助金、交付金、職員人件費などについて整理をいたすものであります。農林産業費では、来年度の町有林主伐の早期発注に向けた毎木調査委託料の追加であります。教育費では、10月に開催された東京美深会総会の際に東京都在住で同会の相談役の田村二郎氏から寄付のあった1,000万円を活用し、各学校及び幼児センターのピアノ計4台を更新するための備品購入費を追加するとともに、第2表の通り繰越明許費として定めるものでありますのでご理解を賜りますようお願ひいたします。次に歳入でありますけれども、只今申し上げた歳出予算にかかる特定財源などについて整理するほか、前年度繰越金全額と地方交付税の一部留保分

について計上しております。また、これらの収支の状況から予定していた減債基金等の繰り入れを、一部取り止めるよう措置したところでもあります。なお、歳入・歳出予算の補正と合わせて第3表の通り地方債7件についても補正を致しますのでご理解を賜りますようお願いをいたします。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ1億4,394万4千円を減額して補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ52億9,750万9千円となるものであります。また、議案第49号 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明でありますけれども、今回の補正につきましては職員の異動に伴う人件費及び上川広域滞納整理機構負担金における国民健康保険税割合の増加に伴う整理のほか、葬祭費の増加見込みによる追加及び令和3年度保険給付費交付金の確定に伴う償還金の追加を行うものであります。またこれに伴う道支出金、各種繰入金の追加及び減額と前年度繰越金を財源に追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ289万1千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,784万8千円となるものであります。次に議案第50号でありますけれども、令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を申し上げます。今回の補正につきましては、広域連合へ納付する事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定に伴う減額のほか、前年度未納分納付金の繰越しに伴う追加するものであります。これによりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ216万4千円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ8,583万6千円となるものであります。次に、議案第51号でありますけれども、令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。今回の補正は、総務費において人事異動に伴う人件費の整理を行うほか、住宅改修や配食サービス事業費が増加傾向にあることから所要の補正を行うものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ44万9千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億984万3千円となるものでございます。次に、議案第52号でありますけれども、令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出は人件費の減額及び電気料高騰に伴う光熱水費の追加のほか、令和3年度に借り入れした簡易水道事業債の利率改定に伴い起債償還利子を追加するものであります。歳入では、前年度繰越金の追加及び財源調整に伴い一般会計繰入金を減額して整理するものであります。これによりまして、北部簡易水道事業特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ54万5千円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ2,369万9千円となるものであります。次に、議案第53号 令和4年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では人件費及び電気料高騰に伴う光熱水費の追加、令和3年度消費税額確定に伴う公課費の減額のほか、公共下水道長寿命化事業の事業費確定に伴い工事請負費等を減額するものであります。歳入では国庫支出金、下水道債及び一般会計繰入金を減額するほか、課税方式の変更に伴う消費税及び地方消費税還付金等を追加して整理するものであります。これによりまして、下水道事業特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ846万7千円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ2億2,753万3千円となるものであります。最後に、議案第54号でありますけれども令和4年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において扶養区分の変更等に伴い職員給与費を整理するものであります。これによりまして収益的支出を22万5千円減額し、1億352万3千円となるものであります。以上、一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正につきまして提案説明と致すものであります。よろしく原案決定くださいますようお願い申し上げて提案説明とさせていただきます。お願いします。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは別冊で配布しております。議案第48号の説明を致します。議案第48号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第7号）。令和4年度美深町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） 別冊配布の議案第49号の説明を致します。議案第49号 令和4年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和4年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

次に、別冊配布の議案第50号の説明を致します。議案第50号 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 中江保健福祉課長。

○保健福祉課長（中江勝規君） それでは議案第51号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第51号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところに

よる。

(以下、事項別明細書あるも省略)

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第52号のご説明をします。議案第52号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細書あるも省略)

続きまして、議案第53号のご説明をさせていただきます。議案第53号 令和4年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次の定めるところによる。

(以下、事項別明細書あるも省略)

続きまして、議案第54号をご覧いただきたいと思います。議案第54号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）。令和4年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細書あるも省略)

○議長（南 和博君） 只今から暫時休憩します。再開は概ね午後1時10分と致します。

休憩 午後1時09分

再開 午後1時09分

◎日程第11 報告第7号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

次、日程第11 報告第7号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは、所管事務調査報告を行います。総務住民常任委員会では、閉会中に所管事務調査を行っておりますので、会議規則の第77条の規定によって報告を致します。調査日は令和4年10月6日。調査事項は町内の街灯並びに商店街の街路灯の現状と今後の計画について。そして、もう1点がマイナンバーカードの交付状況についてこの2点について調査を行いました。内容まとめについて申し上げます。まず街路灯

に關係して維持管理の現状、L E D化に向けた今後の取り組みと課題の中から、まず現在の街路灯の状況についてであります。現在、町内には自治会を管理者とした街灯 719 本と大通り・駅前通りなど商店街と地域で街路灯組合を結成し、美深商工会を管理者とした街路灯 146 本があり電気代の 85% や電球などの設備費を町が全額補助している状況であります。また国や道が交通安全灯として設置している街灯を含めると、町全体で約 1,000 本近くもの街灯になります。防犯面においても町民の安心で安全な暮らしの実現に大いに役立っているものと考えます。これまでの街灯は白熱灯、水銀灯、ナトリウム灯が中心でありましたけれども、現在は省エネタイプの無電極放電灯、さらには消費電力の低い L E D が主流となっております。しかし省エネタイプのものも生産が終了しており、今後の修繕等に関しましては L E D への転換が必須となっている状況です。商店街の街路灯については、今年度から L E D 化に着手致しましたが器具が高価なこともあります。一度には解消できず故障している個所も多いことから、交換した従来器具を再利用しながら修繕を実施している状況にあります。また自治会管理の街灯についても状況は同様であります。交換が必要になったものを順次 L E D に転換している状況です。街灯には単独の支柱タイプのものと電柱への共架タイプのものがあり、支柱タイプにおいては支柱を毎年点検しております。現在は特に危険な状況にはなっていないということです。また北海道電力との契約については、器具の変更により発生する契約内容の変更等も行い電気代の抑制に努めています。街路灯事業の今後については、町内の街路灯事業はこれからも町民にとって身近で多くの恩恵を享受できる事業であり、今後は時代に合わせ L E D 化の推進が求められています。L E D は、省エネ・耐久性で優れているが高価なことから財政上の課題もありますけれども、現在取り組み始めた「脱炭素」にも有効なことであることから、計画的な予算措置を行い事業を遂行していくことが重要であります。また、各自治会、各街灯組合及び商工会並びに役場の各担当課とで管理情報の共有化が必要とされ、町も定期的に実態調査するなど今後も円滑な運営・管理が継続されていくことが必要であります。続きまして、マイナンバーカードの交付状況であります。カードの発行状況については、10月の調査でありますので、8月の末時点での話になりますが、8月末で 1,345 枚、交付率は 33.7% となっておりました。カードの作製はスマートフォンやパソコンによるオンライン申請、郵送手続き、役場窓口への来庁申請があり、役場窓口では 1 人当たり 30 分前後の手続きを要し、来庁者が多い場合は時間を延長して対応していることがあります。世代別の発行状況は 30 代、50 代、60 代で発行率が 40% を超えております。しかし、カード取得後の環境整備がまだ整っておらず、保険証として利用するにも医療機関等の全てが導入されている状況でなく不便さがまだ解消されていない状況であ

ります。今後の予想されることとしては、総務省はマイナポイントの特典などを設けるなどとしてカードの発行枚数を増やす方策を立てております。現段階では、カードそのものの利点は少ないですが、今後は健康保険証や運転免許証をカードに一元化することも予定され、引き続き対応が求められる状況から独自でのPRも必要になることも考えられます。また、カードの有効利用で地域独自のサービスの提供等の余地もあり、課題として研究すべきものとしております。次のページには街灯に関する現状の資料。そしてマイナンバーカードに関する普及状況の資料をつけております。一読ください。以上、総務住民常任委員会の所管事務調査の報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ次の報告をお願いいたします。

岩崎君。

○ 5番（岩崎泰好君） それでは、所管事務調査報告をさせていただきます。産業教育常任委員会では、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告をするものであります。調査日は令和4年10月12日。調査事項は、美深高等学校及び美深高等養護学校の教育推進についてであります。具体的調査の内容につきましては、美深高等学校教育振興協議会及び美深高等養護学校協力会に対する支援策の現状と今後のあり方であります。調査の方法は、聞き取りによって行っております。まず現状と課題ですが、朗読をもって報告にさせていただきたいと思いますが、美深高等学校の入学者数は平成25年度から令和4年度までの10年間において、ほぼ毎年20人以上、最大で29人の生徒数を確保している現状であります。美深高等学校教育振興協議会を通じた町の支援は、通学費助成や下宿費の助成をはじめ、インターネット通信講座の受講費用の助成、土曜講座、講習テキスト購入費用助成、資格取得や模擬試験等、検定料の助成といった教育強化事業やインターンシップなどのキャリヤ育成事業、教科書、副教材等購入費用を助成する教育充実事業、部活動充実強化事業、学校案内パンフレットを活用した広報活動など様々な支援を行い、加えて平成28年から実施している返済不要の美深高等学校卒業生奨学金制度も奏功して、近年では大学や専門学校への進学者数が増加している現状であります。また、美深高等養護学校協力会への支援状況は、町内出生者への生徒が作成した木工製品等を寄贈する地域連携事業をはじめ、映画鑑賞会などの研修会費用助成や学校祭等学校行事経費の助成、大会遠征費用等の助成、学習支援費用の助成、広報活動への助成など幅広く支援を行っているところです。両校とも学校存続のための生徒確保が課題であり、PR活動を継続して取り組んでいくとともに、道の公立高等学校配

置計画や特別支援学校配置計画の動向を注視しながら、魅力ある学校づくりをより一層進めるため地域との連携を深めていかなければなりません。調査のまとめを申し上げます。美深高等学校や美深高等養護学校に対する教育振興協議会、学校協力会を通した町の支援は長きに渡り、時代の流れに沿った継続した支援が今日の学校存続に寄与していることは大いに評価をするものであります。しかし、近年では著しい人口減少や出生率の低下などにより、町内の子供の数も減少する中、将来的な学校の維持存続において生徒の安定確保は喫緊の課題であります。平成28年から開始した美深高校卒業生奨学金は、返済不要の給付型奨学金として道内他の自治体に先駆けて取り入れた制度であり、主に隣接する市町村からの入学者増に繋がっており、令和4年度の入学者22名の内、ほぼ半数以上が町外からとなっております。また下宿施設においては、6部屋中5部屋が利用されておりますけれども、常時満室となるようにPR活動に力を入れることを望むものであります。今のところ、道の公立高等学校配置計画の存続の基準は満たしておりますが、美深中学校生徒数の減少や町外への進学希望者の増加で、学校存続は町外からの生徒獲得に依拠するところが大きい現状です。美深高等養護学校においても、来年度の特別支援学校配置計画案では、引き続き一間口減の定員40人が示されており、様々な支援とともに学校の特色、魅力創出に地域一丸となって連携協力していかなければなりません。最近では美深高校軽音楽部が、その活動を活発にし、全国大会に出場するなど美深高等学校の新しい魅力となっております。そういう部活動の活発化や高校生のやりたい、やってみたいを実現させる学校づくりに町教育行政と地域が手を差し伸べる取り組みを推進することが重要であります。以上、調査のまとめでございます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第12 報告第8号 委員会報告 次期議会構成等についての協議に関する報告

○議長（南 和博君） 次、日程第12 報告第8号を議題とします。議会運営委員会から次期議会構成等についての協議に関する報告です。議会運営委員長から協議結果についてご報告いただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 議会運営委員会報告について。長文のため全文の朗読は省略し3月の第1回定例会で報告した中間報告からの変更点を中心に説明し報告と致します。報告

第8号に10ページに全文が掲載されておりますので合わせてご覧いただきたいと思います。次期議会構成等についての協議に関する報告書。会議規則第77条の規定により報告いたします。協議の概要については、令和5年の美深町議会議員改選期に向けて事前に協議しておくことが必要な次期議会構成等について、全員協議会での協議を行ったものです。議会の実施状況については、全員協議会への協議を令和3年9月から令和4年12月まで計10回行いました。協議項目は、記載の通りの11項目でございます。続いて、12ページからの4各協議項目の協議結果について、変更点をご報告いたします。13ページの2常任委員会の構成と調査活動について、このページの下、下から6行目。各常任委員会の定数については中間報告では7人体制にしていくこととの内容でしたが、その後の協議により各常任委員会の定数を次期からそれぞれ6人になるように改正するのであります。さらに記載の通り具体的な委員の選任については、各期における議員構成の状況から常任委員会の重要な役割と活動の確保を基本として議選監査委員や事務組合委員等の適切な選任、6人体制導入の趣旨を十分に考慮した上で決定することとしたとの文章を加えました。次に15ページの（9）予算決算の審査のあり方についてですが、後段を若干変更し本町では現在、全員協議会での長側説明が丁寧に行われていることも踏まえ、必要に応じて全員協議会や各常任委員会等での審査を補完する体制を作り上げていくと致しました。また、次の（10）議員報酬のあり方についての最後に全道町村の状況分析や議会議員のなり手の確保などの議論を通じて検証を行い、社会情勢に応じた報酬のあり方を提示して長側に要請するとありましたがこの間、全議員での協議をもって作成した要請書を今定例会後に議長から山口町長宛てに提出することと協議いたしております。次の15ページから16ページ（11）議会の広報活動及び録画配信の取り組みについてですが、最後の2行ですが3月の中間報告後にインターネット上への一般質問の録画配信を開始したため、長側との協議を進め令和4年第2回定例会から一般質問の録画配信の取り組みを開始したと変更したものであります。そして16ページ最後の文章と致しまして以上、令和4年12月2日現在の全員協議会での議論の最終とりまとめであり、令和4年12月6日開催の議会運営委員会で本書を報告書として決定したのでご報告したものであります。以上で最終の報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第13 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第13 休会日の決定を議題とします。

お諮りします。明日、14日は議案及び請願審査のため休会にしたいと思いますが、ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って明日14日は休会とします。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後1時31分

令和4年第4回定例会
美深町議会会議録

第2号（令和4年12月15日）

◎議事日程（第2号）

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

◎出席議員（10名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 欠 員
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 桜木健一君
保健福祉課長 中江勝規君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	建設水道課上席主幹 竹田哲君
会計管理者 後藤裕幸君	総務グループ主幹 小林一仙君
企画グループ主幹 小野勇二君	生活環境グループ主幹 内山徹君
税務グループ主幹 中林秀文君	保健福祉グループ主幹 和田政則君
農業グループ主幹 前田直久君	水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教 育 長 草 野 孝 治 君	教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元岡友之君	教育グループ主幹 前田貴也君

◎農業委員会

事務局長 山崎 義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本 守君 事務局長 望月 清貴君

◎議会事務局

事務局長 望月 清貴君 事務局副主幹 丹伊田 和博君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。本日の一般質問について申し上げます。一般質問通告者は、小口議員他、合計4人です。また一般質問の状況をインターネットに録画配信するため、議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。次に、新型コロナウイルス感染予防対策として会期中は議場内換気のため一部ドアを開け、次亜塩素酸空間除菌脱臭機を設置しています。また、傍聴席の皆様には座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 12月の定例会でありますので、一般質問に先立ち一言申し上げます。本年、不幸にもお亡くなりになられた方にはご冥福をお祈りいたすとともに、病気、町長はじめ怪我などで療養中の方にはお見舞い申し上げます。それでは、一般質問を始めたいと思います。項目 行政・教育。件名 令和5年度に向けた重点施策は何を目指すのかであります。質問の要旨は6番までありますが、6項目めは令和3年度まち・ひと・しごと創生会議戦略ですので、5番までを述べて一区切りした後で6番に移りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは質問の要旨を述べさせていただきます。当町のみの現状ではありませんが、少子高齢化に伴う人口減少が、第6次総合計画策定時よりもかなり厳しい環境下にあります。下記のそれぞれの施策の考え方と、令和3年度事業分の美深町まち・ひと・しごと創生戦略会議の評価報告を基に以下の質問を行います。1つ目、近年特に市街化地区における空地・空き家が増加しております。美しい街並みの保

全、荒廃化の防止に努めるとあります、問題解決の具体的方策を伺います。2つ目、肥料高騰等における地域資源の有効利用による循環型農業の取り組みの推進についても伺います。3番、特別養護老人ホームにおける人材確保の現状と施設整備計画の状況も伺います。4番目、山村留学についての現状と課題、特認校制度の周知・理解度の現状を伺います。5つ目、子どもの意見をまちづくりに反映させるには住民参画・学校教育・社会教育などの手法がありますが、子どもの意見や思いを受け入れる場、まちづくりに参画できる仕組みづくりの考え方を伺います。2つ目としては、子どものスポーツ・文化活動の充実に向けた指導者の現状と課題克服の考え方を伺います。1・2・3は町長に。4・5は教育長に伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは、自席からでありますけれども失礼をさせていただきたいと思います。始めに空き家対策といいますか、空地・空き家の関係についてご質問をいただきました。これまでも、転出などにより使われなくなった住宅の情報を所有者から町にいただいているわけでありますけれども、移住希望者等への情報を提供して空き家対策を行っているところでございます。しかしながら空き家所有者が全て、既に売買や賃貸の意思があったり、家財道具を置いたままで管理等ができない状況であったり、取り壊す前提であったりするわけなのですけれども、中々所有者の同意が得られない。そういう物件がやや情報を提供いただく件数が少ない、こういう関係であります。そんなことで現状を申し上げたところでございますけれども、そんなことで中々空き家対策が進んでいないということもあるかと思います。また、快適な住まいづくりと商工業振興補助によりまして改築や解体の支援を行って、美観や景観の視点でも一定の成果は上がっていると、こう申し上げておきたいと思います。不適正な管理の空地、空き家の解消や発生の抑制など関係機関等と情報共有を図りながら対応してきたところでもあるわけであります。今後におきましても、倒壊の危険がある空き家等につきましては、関係各課と連携して対策を講じて参りたいと、このように思っているわけであります。よろしくお願ひします。次の肥料高騰等における地域資源の有効利用による環境型農業の取り組みについてでありますけれども、ご案内のようにロシアによるウクライナ侵攻や円安など国際情勢の変化によって肥料や燃油、配合飼料などの資材がすでに高騰しているわけでございます。肥料の支援については、国・道の支援に先行して美深町農業経営支援給付金として先の臨時議会において、約でありますけれども3,700万を補正し、既に支給を終えているわけであります。一方で化学肥料の高騰に伴いまして堆肥の利用が見直されておりまして、酪農・畜産が盛んな我が町にとっては、堆肥の原料となる家畜ふん尿の利用は循環型農業を推進するために

重要だと考えております。従って、土壤診断による適正な施肥によって土づくりはもとより化学肥料が低減されてその結果、脱炭素や肥料代の節約にも繋がっているものと考えておるわけでございます。本町では、令和4年度がんばる美深農業において、土づくり推進事業を新設し、堆肥の購入や散布機械の借り上げに対する支援を行っておりますし、地域循環型農業の推進に努めているわけでございます。次に、3点目の特別養護老人ホームにおける人材確保の現状と施設整備計画の状況についてお答えをしたいと思います。ご案内のように美深町特別養護老人ホームの経営につきましては、平成19年から社会福祉法人美深福祉会に委譲をしているところでもあります。人材につきましては、福祉会がチラシ折込、ハローワークや人材バンクへの求人登録の手法により確保していると聞いています。施設整備につきましては、第6次美深町総合計画の通り移転改築に向けて美深福祉会と協議を進めている状況でございます。6点目については、別途ということでございますので、以上の答弁にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 小口議員から、山村留学についての現状と課題と特認校制度の周知、理解度の現状、子どもの意見や思いを受ける場、まちづくりに参画できる仕組みづくりの考え方についてご質問いただきました。はじめに、山村留学についての現状と課題のご質問ですが、令和4年度当初、仁宇布小中学校児童生徒20人のうち15人が山村留学生でスタートしました。現在の状況ですが、親子留学について2世帯3人の児童生徒が転校しております。また、1世帯については同じ仁宇布地区に移住されており現在、留学生は10人となっております。新年度におきましても、学校運営体制と指導に関わる教員体制を維持するためには一定の児童生徒の確保が必要となります。欠学年による学級編成に偏りが起こらないよう、一定程度の児童生徒を確保することが重要であり、引き続く課題であると考えているところでございます。過日、上川教育局の指導訪問においては児童生徒1人ひとりの学習状況をきめ細かに見取り、実態に応じた支援を行うことが出来ることが、こここの学校の大きな強みとの助言を受けておりますので、山村留学募集の1つの魅力として発信していきたいと考えているところでございます。次に、特認校制度についてですが、保護者へ特認校制度の周知をお知らせ文書で各学校を通じて9月末に行っております。その他、ホームページや広報紙等での周知を行ってきてるところです。この間、保護者からの問い合わせもあり、理解度は一定程度深まっているものと考えております。特認校を検討されるご家庭については、様々な事情を抱えて相談されるケースがあるため、慎重に対応していくよう学校と連携し進めているところであり、引き続き周知を図って参

りたいと考えております。次に、5番目(1)子どもの意見や思いを受ける場。まちづくりに参画できる仕組みづくりについては、これまでも議員からご質問を受けているところでございますが、まず子どもたちがふるさと美深に興味を持ち、ふるさとに愛着を持てる機運をつくることが大切だと考えております。そのために、社会科や総合的な学習の時間を活用して、町の様子や歴史、産業について学ぶ機会を設けております。その中で出された意見について、学校を通じていただくことも可能かと思います。また青少年活動の中でも、小中学生のほか高校生のシニアリーダーなど、地域の中で子どもたちの声を聞く機会もあるかと思いますので、考えていただければなと思っております。5の(2)子どものスポーツ・文化活動の充実に向けた指導者の現状と課題克服の考え方でございますが現在、子どものスポーツ活動における状況ですが、美深町スポーツ少年団、令和4年度の登録者数は8団体、団員111人、指導者46人であります。NPO法人びふかスポーツクラブの小学生・幼児の会員数は76人、指導者27人と報告を受けております。文化活動については、ピアノ、吹奏楽、ダンス、民謡、北斗太鼓、一輪車など幅広い分野になり、文化会館COM100・学校開放を拠点に約70人の子どもたちがそれぞれ所属の講師・指導者20人のもと活動をしているところでございます。美深町では、平成25年に子どもたちのスポーツ活動を支援する美深町こどもスポーツ未来基金を創設し、本年度からは新たに文化活動を支援対象に加えて、美深町こどもスポーツ文化未来基金として運用されております。子どもたちのスポーツ・文化活動における指導者はこれまでの経過からそれぞれの分野において、長年の経験と知識を有する方に指導いただいているわけですが先ほどご説明した、こどもスポーツ文化未来基金でも大会や合宿の引率、子どもたちの指導に必要な指導者研修や資格取得なども助成対象として指導者養成を後押ししているところであり、有效地に活用されているものと考えております。以上答弁といたします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 1つ目の市街地地区の空き地・空き家、特に何回も質問させていただきましたけれども、町長に対しても美深駅を降りたらどのような印象ですかという質問もしたのは、よく覚えていますけれども、近年というか直近ですね。降りると旧かめや旅館と縁や食堂等ですね。その他に、個人病院の解体とか、街並みがもう大変な私は状況になっている認識でおります。そこでですね。何とかせにゃいかんと思いますけれども、11月にですね。政務活動費を利用してですね。高知県の梼原町というところを見て参りましたけれども、そこでの空き家対策はですね。空き家を町が買い上げてですね。その査定は色々ありますけれども、水回りですとか、耐震だとかに合致するようなのは対象としてですね。国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1というような比率だそうです。国

はおそらく北海道でも国ですから、やっているのだと思いますけれども、道の方はまだ調べられておりませんけれども、そういう制度を利用してやっておられるようです。貸し出しの期間は、家主さんから10年契約で借りるということで、利用者からは月1万8千円の使用料をいただくと。町負担は、話前後して申し訳ないですけれども、まず総事業費900万、改修費が900万の場合はですね。25%町負担ですから、230万ぐらい。1万8千円の月で12年間貸し出すと町の負担もなくなるというようなことで実施しておられます。その中身も見てきましたけれども、そんな特別大きいお家ではないですけれども、やっぱり今最新の新しい設備でありますし、住みやすい整備になっているいい住宅だなという印象で戻ってきました。ただ、やはりですね。こちらの方はですね。雪もないし、温かいし、気候の差はあり、ここで多くはその点ではハンデがあるのは否めない事実だと思いますけれども、やっぱりこの空き家をただ解体するだけではなくて、何とかその空き家対策、町で買い上げる。過去にもそういうようなお話はきっとあったと思いますけれども、そういうのも1手段でなかろうかというようなことも考えでお聞きしたい思います。ただ除去だけですとね、本当冒頭に言いましたように町がバラバラになっている状況だと思いますので、そこら辺の考えも急で申し訳ありませんが、そういった考えについて町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 建設水道課の調べの状況でありますけれども、平成21年ですね。それから昨年といいますか、今年といいますか、市街地における新築住宅の関係等が60件ほどあるわけでありますけれども今、言われている危険家屋という部分248戸ほどあるなど見ております。延べでありますけれどもね。その内、再利用のもの改修を含むわけですけれども、62件ほど改修して再利用。こうなって、ただその内82件ほど解体をする部分があるのかなと見ております。すでに、解体した部分も含んでおりますけれどもね。今年解体した部分もありますけど、そういう状況であります。現在の空き家というのは、89件ほどあるなど見てます。その他として15件ほど、どうなるか。これは入院中だとか高齢者で言ってみれば連絡のつかない部分等もあるわけでありますけれども、そのような状況になっている。先ほど申し上げたように空き地の部分については、60件ですか。60件ほど新しく家が建ってきているという、こういう状況もあるわけでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 大体、それしか中々厳しいから手が打てないようなのも私も十分分かりますけれども、是非とも色々情報を仕入れてですね。いかに空き家をなくすか、状

況がなくなるように祈っております。よろしくお願ひします。それでは2つ目の肥料高騰等による取り組みですけれども、これは私も農業の方はあまり詳しくないけれども、斑渓地区のですね。堆肥場のことですけれども、中々その堆肥の利用がですね。一般はもちろんですけれども、農業者にいきわたっているのかなという心配もあるのです。やっぱりその作物にとってですね。肥料の三要素が一部適さないのもあるというような話も聞いていますので、そこら辺の販売に向けてですね。ただ一律の堆肥の製造なのかどうなのか、どこに向けてその肥料をつくっているのか、その確認をしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、小口議員から指摘された部分等については、コロナ発生前のこと�이大分含んでいるのかな、そういう心配もありましたけれども、コロナになって土壤改良といいますか、堆肥の流量といいますか、そういうものもかなり進んできている状況だと思います。先に答弁したとおり農業支援で堆肥、わが町の堆肥場には酪農家含めて、畜産農家含めてありますけれども斑渓の堆肥場に入っている。ただ、限られてた農家はあそこに入っている。ただ、利用の方はかなり進んできている。そして、土壤診断等も相まっておりますのでね。施肥等についても良い方向に向かっているのではないのかなと、こうみているわけであります。ただ、いずれにしても堆肥場合で年数がかなりの経過年数経っておりますので、一考をしない時期にはきているのかなと思いますけれども、まだがんばる農業という形で、ああいう形で堆肥の利用だと、さらには、堆肥を撒く機械等も予算付けしておりますのでね。ご理解をいただければ有難いなと思っているわけでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 予算付けもちゃんとなされているという、ある程度ですね。私も認識しておりますが、何て言ってもですね。美深町の産業別就業者数でいうとですね。農業者が1番多いわけですよね。そして今、この場になってですね。先ほど町長に言われたように、他国でそのような戦争等があって、そういう肥料の高騰も全て物価が上がるような状況になっておりますけれども、何としてもですね。この美深町の農業を守るべく、努力はしないとダメなのはもちろんですけれども、これはやっぱり1自治体でできるような予算付けもできるわけありませんし、国で主にやってもらわないと無理な話ではないかと私は思っておりますけれども、何とかこれからそのカロリーベースでいうと本当に2日、3日前の地方紙に載っていましたけれどもね。朝はサツマイモ1本ですか、昼も大体一緒に夜は焼き魚1切れ、牛乳は一週間に1杯だと、戦時中みないな話の社説が載っていましたけれども、この自給率を上げるのも重要なこれは自治体の努力は限界が自ずとあり

ますから、国策でやっていただかないと困りますけれども、近々の課題としてですね。畑作は大変でしょうし、酪農に至っては飼料の高騰が顕著になっていますので、そこら辺の打つ手はこれで限界もありますから、何度も言うように。そこら辺は昨日も他の所管で請願も来ていたようですけれども、そこら辺も含めてですね。限界があるけれども、救わないと駄目だというジレンマもありますけれども、もう一言町長の話をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口議員からの国・道へ対する対策等も話としては出たわけありますけれども、しかしながらかなり堆肥場の設置に向けては、国・道のかなり昔の話でありますけれども、国、さらには道の支援等も受けながら堆肥場をいち早く当町としては救った経過があります。しかし残念ながら農業者といいますか、そういう方々の利用がどちらかと言うと低いな、思った通りにいかないと。しかしここに来て、コロナの影響もありますけれども、土壤堆肥等を投入する方が増えてきている。そういう状況もありますので、土壤改良、土壤診断等とも相まっておりますけれどもね。利用が増えていくのかなと、そのように期待をしているところであります。利用についてはそれぞれ協議をしながら、先ほど申しましたように撒く機械が足りないとか、畜産農家で大量に堆肥を持っているのだと、そういう話もありますけれども、堆肥場含めて土壤改良になるように結び付けていかなければとこのように思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 時間もありませんので、早くいきますけれども、続いて特別養護老人ホームですけれども、これはどこのこの口関連にしても、人材不足という話はよく聞きます。そして特養の場合でも同じことが起きているのではないかと、あまり募集は私の記憶では他所から比べたらあまりそういう広報的なものは、あまり見ないですけれども、おそらくそこに直面しているのではないかと推測はしていますけれども、50章だと思いますけれども、これからその人口減に対してですね。今時点の考えでもちろんよろしいのですけれども、特別養護老人ホームの持つ施設ですね。50人という数字がこれからますます増えていくような気もしますし、他も充実していますけれども、そこら辺の入所の少數ですね。そこら辺の考え方ですね。冒頭言いました、その空き家対策で以前も言ったかもしれませんけれども、場所ですね。場所もやっぱり思い切ったまちづくりを含めた中の場所の選定も私は大事だと思うのですけれども、その考え方をお聞かせください。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご案内のように、老人ホームは19年に民間委託という形をとっ

ているわけであります。従いまして、その考え方、施設を運営する方の意見を十分反映させなければならんと。しかしながら第6次総合計画でね。場所を含めてでありますけれども、何とか協議に挙げてつくるという方向を模索していかなければならない。厳しい時代ではありますけれどもね。ただ、その中で用地等を含めてね。慎重に今、小口議員から言われたとおりに考えていかなければならん。その問題を含めてね。用地の問題も含めてね。さらには間口の問題も含めて、50人の間口も含めてね。色々協議をこれからしていかなければならんと。聞くところによると何となくでありますけれども、今定員を割っているのかな。50人の間口を割っているのかな。そういう状況があるようでありますけれども、そういうことも含めてね。協議の対象になってくる部分、そして町民の意向も聞いていかなければならんと。こういう部分もあるかと思いますのでね。町としては、まず第6次総合計画でこれをつくるのだという方向の確認だけをお願いしておきたいと思っているわけでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 人員の方もお話が出ましたので、後段の方で協力隊員等の質問もありますので、そこでまた改めてお話が出ると思いますけれども、よろしくお願ひします。続いて、4番目の特認校制度の周知ですけれども、先ほど教育長から説明があったのですが、私も子どもがいないので、よく情報がピンピンと伝わってはこないけれども、そのような理解度は父兄の方でされているのかなというようなのはどこで把握しているのか、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 理解度何%と出せればいいのですけれども、そうもいかないのかなと思います。とりあえずですね。学校を通じて1枚のペーパーですけれども、特認校の制度のお知らせということで制度の理解ということでは、住所を変更することなく、一定の条件のもと美深小学校から美深中学校、就学を認める制度というのが制度の基本となっておりますので、そういう部分含めて問い合わせ等があった場合は丁寧に対応しているというような状況でございますので、ホームページ・広報等でも紹介したので、現在の在籍児童以外からの保護者からの問い合わせもあったということで、周知してそれに何というのですかね。どうなんだろうというようなことで相談してきている方もいるということですので、一定程度は理解といいますか周知されてきているのかなと思っていますので、引き続きですね。周知を図っていかなければなと思っています。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 無理な質問だったかもしれませんけれども、ただ山村留学を抱え

ていますからね美深町。そして新たに特認校の制度が出来た段階で、仁宇布の山村についても中学生はまんどにいますけれども、小学生の低学年がいない少ないという課題がある中ですね。やっぱりこれは、交通機関もありますから、近郊からでもなんとかですね。その美深の山村を補うような形でその対象者が来てくれるのが、私は1番教育的にいいなとは思いますけれども、そこでその理解度はどうなのですかという質問に答えさせてもらったけれども、どのぐらい理解しているのですかと聞く方もちょっと酷だったかなと思って反省はしておりますけれども、これはインターネットでもやっているというお話だったけれども、まだまだですね。積極的にやっていかないと折角、仁宇布の山村もそういう偏りが見られる方向になってくるとまた困りますので、是非とも折角できた特認校制度を十分にですね。周知徹底の方を図っていただきたいと思います。これに何か答弁があればお願ひします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 引き続き周知徹底を図って参りたいなと思っておりますので、議員の方もご協力の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは、5番目ですね。これは私、子ども議会等でというような質問を過去にも3回ぐらいやっているけれども、中々腰が悪いのか、立ち上がりがないのか、残念な極みでございますけれども、最近ですね。地方紙を見ると、もうどこでもこれやってますよね。子どもの意見を聞く。高校、中学、小学校、何故美深ができないのか、不思議で私はなりませんけれども、何で学校だけの中で聞いてですね。それで、子どもの意見を聴取したということになるのか。方法論ですよね私も過去に何回も言いましたので、言いたくはありませんけれども学校教育、社会教育などの観点からですね。やっぱりこのような議場にきて、このような美深町の仕組みはこのようにやっているのですよと。そして、子どもも議員席に座ってですね。質問してもらって、そうやってやることがですね。子どもの一生にとって、凄い財産になりますよ。12月ですから、私も最後の本年度になりますから、それだけもう1点聞いてこの項目は終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 今、子ども議会的なご質問もあったかなと思います。これまでもですね。何回も町長の方から考え方をご答弁申し上げたと、私は認識しているところでございます。子どもたちの意見を広くまちづくりに反映するそうした部分については、本当に大切なことかなと私は思っていますけれども、教育行政の分野で受ける部分というのは限られているのかなと思っています。あくまでも子どもの出された意見を聞きっぱなし

ということにはならないのかなとそれをやっぱり丁寧に対応していく必要があるのかなと思っております。前回のご質問の時、私は少年の主張ですか、青少協の社明月間、そういった作文、そういった部分も子どもの意見を聞く部分になっていますよと答弁したところでございますけれども今、小口さんからはその子ども議会ですか、地方紙等に出ているまちづくり懇談会というのですかね。子どもとのトーク、そういった部分については、やはり教育委員会としての理事者の考えのもとですね。一緒になって対応していくべきかなと思ってございますので、私が町長を飛び越えてそういったまちづくりの意見を聞く場を設けるとかそういうことは難しいのかなと思っておりますので、ご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私は教育委員会は独立機関だという認識ですので、それは訂正あつたら訂正してほしいぐらいの気持ちでございますけれども、質問は町長に振っておりませんので、町長の意見は聞くことが出来ませんけれども、そこは問題の発言だと思っていますので、言っておきます。（2）の文化活動の指導者の現状ですね。これは後段の荒川議員が休日の部活動についての質問がありますので流したいと思いますけれども、私が心配というか危惧しているのが、指導者の平日のですね。部活動の指導者の体制がどのようになっているか、教えていただける先生がちゃんといるのかどうなのか、そこを教えてください。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 現在は、充足している状況にあります。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） そしたら、例えばですね。現状ない科目的部活動を行いたいといった場合はですね。人数にもよりましようけれども、どのような対応が可能になりますか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 部活動で、要するに生徒からこの種目やりたいと言って、今ない場合ですよね。そういった場合は学校でどのように対応するのか。新たな指導者を充てるのか。その辺学校の考え方によるのかなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 学校本意ではなくて、教育委員会として指導する時はどのようにするというマニュアルみたいなのはないのですか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） そこまでマニュアルはないです。あくまでも部活動というのは、

指導要領の中であくまでも生徒が自主的に希望して行う課外活動となっておりますので、あくまでもこれは学校内で対応されるものかなと思いますけれども、場合によっては教育委員会の方に指導者について相談があるかもしれません。そういう場合は対応していくしかないのかなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 何を言ったら良いか分からなくなりましたけれども、やっぱり子ども、何でも子どもの意見を聞けとは言いませんけれども、何かやりたいことがあったらなるべくやらして、できることならやらせてあげたいと。ただそんな時にですね。その先生方も授業外になると思いますので、そこら辺の体制が上手くできているのか、それともそういうような種目も分からぬ中での話ですけれども、対応を先生方でできるのかなという不安があるのですよね。私が教員ではないので、意識は分かりませんけれども、そこまではやらないという先生が昨今増えているような印象を受けていますので、そのような体制は大丈夫というか教育委員会でどのように対処するのかなと思うのですよね。学校の考え方だけでやるのではなくて、教育委員会サイドがどのような方針でいくのか。そこら辺を再度お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 何というのですかね。その部活動の部分ですけれども、逆に今こういう種目やりたい、新たな種目やりたいというよりも子どもの数が少子化になってきているので、逆にあった種目ができなくなってくるという課題の方が大きい現状にあるのかなと思っております。いずれにしましても、そういった希望があった場合はですね。学校内の中で体制を基本的に考えていくしかないのかなと思っていますし、それに対してですね。教育委員会としても指導助言等は対応して参りたいなと考えてございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは6番目の令和3年度まち・ひと・しごと創生総合戦略で以下の仕様が達成状況Cランク（担当評価の状況）でありますので、分析からして新年度に向けた方向性や取り組みを伺います。1.チョウザメ振興事業、2.就労活動支援事業、3.地域人材育成事業、4.地域交流活動推進、5.ふるさと交流事業、6.青少年教育支援事業、7.冬季スポーツ事業の推進事業。小項目1、2、3、4、5は町長に。6、7は教育長にお伺いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 6点目の質問として今、小口議員からいただいたわけでありますけれども、その中の令和3年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略の仕事。こういう中で

ありますけれども、これがCランクになっているということありますけれども、まずチョウザメ、1番目のチョウザメ事業の振興経過でありますけれども、ご案内のようにチョウザメの関係でありますけれども、事業評価Cでありますけれども、キャビアの生産・販売こういうものは飼育もそうでありますけれども、試行錯誤の連続であるということが正直言って申し上げる。ただキャビアの販売等は始まったばかりでありますから、指標の達成率という部分は低くなっているのが事実であります。これまでの試験研究により飼育技術の向上が見られておりますけれども、今後順調に進んでいければ生産量も増えていくものと期待をしているわけであります。なお、今後は更なる飼育技術の向上と販売戦略の具体化を目指して事業を推進しなければならないという考え方であります。従って、C評価ということでありますけれども、まだまだ始まったばかりであるということを理解をしておかなければなりません。そうしてほしいなと思っております。次に、就労活動支援事業さらには地域人材育成事業、さらには地域交流活動推進事業、ふるさと交流事業についてはいずれの事業もCランクでありますけれども、コロナの影響等もありまして、事業の中止だとか縮小を止む無くされて目標達成が非常に厳しかったということでございまして、従いまして新年度においては新型コロナ対策だとか、感染症の状況もありますけれども、研修・交流だとか人材育成こういう事業に向けて2番、3番、4番、5番等についてランクが上がるよう努力をして参らなければならないとこう思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 達成状況Cランクの2事業について、ご答弁申し上げます。青少年教育交流事業につきましては、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったための理由でC評価としております。この事業につきましては、姉妹町添田町、青少年の総合交流事業で美深町は訪問の受け入れ年となってございましたが、相手方の添田町のコロナの感染状況等を考慮して感染状況等もありですね、訪問を控えたいたりということでこれまで中止となってきたものです。今後はですね。新型コロナウイルス感染症の影響をですね。考慮しながら事業再開に向け、姉妹町添田町と今予算編成時期ですので協議を行っているところでございます。同じく、冬季スポーツ事業の推進については、エアリアルプロジェクト委員会と連携して取り組んでおりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、これもですね。国内合宿、海外遠征が制限され、大幅な事業減となりました。また北京オリンピックの直前合宿もですね。要望があったけれども受け入れを中止となったところです。以上のことから令和3年度評価はC評価とし、今後の事業検証を要するといったところであります。新年度に向けた方向性としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながらの取り組みになりますが、冬季スポーツ

全体の推進を視野に入れた合宿の誘致や受け入れ体制づくりについて関係団体や町内の宿泊施設と検証を進めていく必要があると考えております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） そのコロナ対策で大変なのは、もちろん答弁は想定されていますけれども、何と言ったらいいのかな。ある社説ですけれども、行政資源の選択と集中が先で施策の選択と集中ではないというようなことから色々書かれているのがありますけれども、行政資源といいますと人とか物だとか、お金だと思いますけれども、現状ですね。交流人口も大切ですけれども、関係人口というのも侮れないなと私は考えてございます。そこで、地域の人材育成事業のCランクもありますけれども、何でもコロナのせいではありませんけれどもね。いかにして、地域の人材の育成を図るのか。これはまちづくりにとつて大切な私は視点だと思いますので、その方策といいますか考えをお伺いしたいと思います。地域の3番は町長ですね。よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まちづくり、人材育成とこういう関係でありますけれども、まず積極的に参加していただく。こういうことが大事になってくるのかなと思っておりますけれども、そうは言うものの人口減少だとか、高齢化ということを鑑みると中々難しいなというのが事実であります。しかしながら参加型といいますか、積極的に関わっていただくということも大事になってくるのかなとう思っているわけであります。私からは以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 中々かみ合わないというか、私の能力不足で申し訳ないのですけれども、7番目はこれは教育長ですけれども、冬季のスポーツ事業の推進事業とあるのですけれども、ご覧のとおり美深町は従来通りのスキー場とエアリアルを行っておりますけれどもね。スキー場の運営もこれから段々人口も減って、スキー人口も減る中ですね。近郊に大きなスキー場がありますから、そちらを利用するだとか、広域のことも考えていくのか、わが町には絶対なくてはならない施設なのかどうなのか、そこら辺も最近疑問を感じていますので、そこら辺の考えもお聞かせしていただきたいと思います。Cランクの理由付けも詳しくは載っていないように私は思っているけれども、どういうので書いてはいるのでしょうかけれども、根本はどういうようなことなのかなというのも色々ありますので、そこら辺も含めて聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 先に根本はどういうことかというご質問ですけれども、答弁し

たとおり新型コロナウイルス感染症の影響でですね。人の動きが規制されたことで大幅な事業減となってできなかった。結果的に、そういったことで担当の方で、担当評価の中でCランクにしたということでご理解いただけるのかなと思っております。またスキー人口が減る中とありますけれども、それはスキー場だけではなくて、全体の施設等について、言えるのかなと思っております。この地の広域を考えて、逆にスキー少年団はですね。名寄・智恵文地区からの子どもが大勢美深スキー場を利用しているというような実態もございます。広域の部分については、その他のスポーツについてもですね。美深以外からも美深の施設を利用しているというような状況等もございますし、またスキー授業の小中学校だけではなくて、高等養護学校等もスキー場を利用してございますので、現段階でそれを見直していくとか、そういったことは考えていません。ある施設を有効に活用していただけるように、努力していきたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 最後になりますけれども、私はこの評価ですね。民間の方の評価A・Bがほとんどで大変美深町はよくやっているという評価をくだされていると思うのですが、その担当の方はですね。やっぱりCランクが所々散見するようですね。これは議員の立場とよく似ているなというような私は感覚でありますけれども、そこら辺のCランクをいかにやっていただくかがもちろん課題ですけれども、Cランク評価をするというのは担当の方もある意味勇気があることだと私は理解しています。議員もこの報告書を見ていますけれども、A・Bばかりじゃ何も言うことがないなと巷では議員の中では話をしております。その今言ったCランクのいかにA・Bに持ち上げる行動をですね。最後ですけれども、どういう仕組みづくりがいいのか私も分かりませんけれども、町長リーダーですので、何とかそこら辺を引き上げてやるというような方法ですね。そういうの何か考えがあれば、激励するだけではなくて具体的にこうだよ、こうやりなさい。それも町長できると思いますので、それもお聞きしたいと思います。それで終わりにします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 最後になろうかと思いますけれども、参加する方々コロナで非常にビビる部分もあるけれども、ビビるという言い方は悪いのかもしれませんけれども、指導者と言われる方々も何となくコロナ、コロナということで少し抑え気味かな。そんな傾向があるのかなと見ております。しかし、コロナが明けてコロナの心配もあるわけですから、積極的にその辺の指導者も含めて、また一般の参加者も含めて取り組む必要があるのかな、こう思っております。そうすることによって、Cランクから少しづつ上がってくろのかなと思っております。

○ 7 番（小口英治君） 終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、7 番 小口君の質問を終わります。

次、1 番 名取君。

○ 1 番（名取明美君） 今こそ、必要なのは明るく元気なまちづくり。これから一般質問を始めます。項目 社会福祉。件名 今後の認知症対策について。質問の要旨 認知症は脳の病気や障害など様々な原因により認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態を言います。日本における65歳以上の認知症の人の数は、約600万人。2020年現在と推計され、2025年には約700万人。高齢者の5人に1人が認知症になると予測されており、認知症高齢者対策が重要となっています。同じように高齢者の割合が多い美深町では、認知症に向けた取り組みが今後ますます重要になります。また認知症は誰でもなり得ることから、認知症の理解を深め認知症になんでも希望を持って明るく日常生活を過ごせる共生、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味の社会をつくっていくことが重要となります。現在、美深町における認知症対策として認知症と介護のガイドブックが作成されており、福祉サービスとして外出支援サービス・要介護者等移送サービス事業・緊急通報装置設置事業・配食サービス事業などの在宅サービス・認知症カフェ事業・認知症サポーター養成講座などが行われております。また、高齢者の見守り事業として4事業所と契約をしています。さらに認知症の方がいなくなったと気づいた時に、警察あるいは地域包括支援センターに報告し、捜索・発見のための協力をしていただくSOSネットワークが整備されています。近年認知症やその疑いのある人が外出して道に迷い行方不明になるケースが道内で増加しています。認知症に向けた対策を今後さらに進めるために以下の点について町長に伺います。1、今後認知症の方の増加が予想されます。中年層・若年層の認知症への理解を深めるためにも認知症サポーター養成講座などの参加者増加に向けた取り組みを行ってはいかがか。2、認知症やその疑いのある高齢者が外出時に道に迷い行方不明にならないかと家族の心配が高まっています。今後の対策についてどのように考えているのか。3、GPS端末機などを活用して行方不明者を早期発見するためのシステムを構築し認知症高齢者とその家族の安全安心な日常生活に役立てる支援はいかがか。町長の所見をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今の名取議員の方から認知症の対策について、言ってみれば今後の対策、そして現況等について前段でありますけれども色々お話をございました。そのとおりかなと思って聞いていたわけでありますけれども、具体的には1、2、3と答弁を

求められておりますので答弁したいと思っております。まず1点目の認知症サポーター養成講座の参加者を増やす取り組みについてでありますけれども、これは平成22年から開催しております、職場やグループ単位で受講していただくことになっております。これまでに300人を超えるサポーターの方を養成してきたと思っているわけでございます。しかし、現状では中々それだけ集まってきていないというのが事実。ただ講習、養成講座等に受けられた方はそのぐらいいるのだというのを確認しておきたいと思います。引き続き養成講座を開催するとともに夜間の講座等を行うことにより多くの方が参加しやすいよう開催方法を工夫し、認知症に向けて理解を高めるなどの活動を継続して参らなければならないと考えているわけでございます。次に2つ目の認知症に対する行方不明者に対する考え方でありますけれども、本町においては認知症の高齢者が行方不明になるという事案は、これまでに0ではなくて数件発生していると認識しているわけでございます。幸いにも住民の方々のご協力によりまして無事保護され発見させておりますけれども、全道的には死亡に至る事例も発生しているということを伺っているわけでございます。こうしたことから福祉や介護、事業所関係機関で構成するSOSネットワークがあるわけでありますけれども、これらを設置して認知症の人の情報を事前に登録しておき、行方不明者に備える事業を行っているわけでございます。今後も認知症の人の家族を対象にSOSネットワークといいますか、こういうものの登録の促進を言ってみれば行方不明になる方々を早期に発見するということもあるわけでありますけれども、情報提供や捜索活動を開始するにあたっての高齢者の命を守るために対策をとらなければならないと思っております。こういう方々の家族を対象にしたSOSネットワークへの登録を、促進していく必要があるのかなと思っております。次に3つ目の質問でありますけれども、GPS等を活用した認知症の方の行方不明者対策でございますけれども、現在も認知症の相談時にGPSなどの端末を使った見守りが必要になってくる方々、機器の導入を検討しているわけでありますけれども、果たしてこれが有効なのかどうか、介護保険のサービスとしてレンタルできるようになっているわけでありますけれども、しかしどのようにGPSを本人に所持してもらうだとか、独居の方や身寄りのない方がどのようにするのか、使うのか。1つの課題があるわけでございます。すべての方に用することは、中々難しいとそんなことを考えてございまして、個々の考えに応じた利用を検討して参らなければならないのかなと思っているわけでございます。冒頭具体的に3点の質問をいただきましたけれども答弁としてはこの程度にしようと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） はじめに認知症サポーターを増やすための講座は何故必要なのか

につきまして、先ほど町長の答弁によりますと美深町にも認知症サポーターが300人いらっしゃるとの話でした。たくさんいらっしゃると思います。その時に認知症サポーターの人はこのようにオレンジリングをいただき、認知症サポーター活動に繋がっています。しかし、美深町の中で認知症、このオレンジリングを付けている人を見たことがありません。町長は、このことをどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） そのサポーター、先ほど300人と答弁申し上げたのですけれどもね。今言われるよう、本当に町の中でそういう人が見られない。ついている方が見られない。オレンジの輪を見られないということありますけれども、全国平均、全道平均でありますけれども10%ぐらいが人口に占める割合があるのかな。講習を受けた方がですね。わが町では300人ちょっとですから8%ぐらい。少し下がるのかな。全国平均、全道平均より下がるのかな。こういう傾向でありますけれども、それにしても講習を受けた方が中々そういう状況にサポーターに回るということがないのかもしれません。そういうこと含めてね。啓蒙、やっぱり啓蒙活動が、日常の啓蒙活動が大事。行政でいくら言ってもただ難しいので、組織としてもその辺のことも含めて一緒になってやる必要があるのかなと思っておりますで、よろしくお願ひをしたいなと思っております。オレンジかふえだとかそういうものが開催されておりますので、徐々に増えてくる。ただ僕も、オレンジかふえに行ってみたのですけれどもね。そこに管轄されてくる指導者の方というか、サポーターというのかな。そういう方々が少ないなど、そういうのが率直な気持ちであります。従いまして、先ほど申し上げましたけれども行政だけではなくて、皆様方と一緒にになって参加してもらうと、こういう体制をつくり上げていかなければならぬなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 先ほど町長がオレンジふえの方に行ってみたと、そしてその時のことと言わせていましたがサポーターの人は平均で4・5人です。あとですね、今コロナの関係で10人以上は受け入れないような体制づくりになっていますので、少ないことは確かに少ないです。サポート活動をする時にこのオレンジリングなのですが、認知症の人とその家族が安心してサポートしてもらうための表示ではありますが、認知症ではない高齢者にとっても重要なのですね。それで、ある高齢者はこのようにおっしゃっていました。オレンジリングを見るだけで安心する。できるだけ付けてほしい。安心感があるのが何より見ただけで安心すると聞きました。オレンジリングは認知症サポートの道具としての意味があると私は思っています。先ほど、町長の答弁の中で中々難しいというような答弁も

ありましたけれども、オレンジリングを付ける意味というのを町長はどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） サポーターの人にオレンジリングが全員に行き渡っているんだと思思いますけれども、その辺の徹底と言いますか、再度注意喚起といいますか、そういう広報等を駆逐しながら取り入れたいと思っています。積極的に運動したいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 町長の方から注意喚起をするというお言葉をいただきました。有り難いお言葉です。オレンジリングを身に着けるのは認知症サポーターの義務ではありませんが、認知症の人とその家族とさらに認知症ではない高齢者にとっても安心して生活できる意味があることを知っていただきたいと思います。ところが、令和4年現在において認知症サポーター講座の中でオレンジリングのオレンジキャラバンからの無料配布が制限されています。オレンジリングの活用を必要とするサポーターについては、オレンジキャラバン事業所から有料購入の形に変わりました。従って、現在美深町において認知症サポーター養成講座を完了しオレンジリングのお持ちの方は積極的に着用し活用していただきたいと思います。厚生労働省によりますと2021年現在、全国で1,300万人以上が認知症サポーターとして活躍されています。認知症サポーター養成講座により認知症サポーターが増え地域に広がり地域づくりとなると思います。中年層、若年層にも養成講座を受ける機会を設けることにより裾の尾を広げることを考える必要があると思いますが、町長どのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） オレンジリングといいますか、オレンジリングの大した金ではないと思いますけれどもね。義務ではないとそういう申し上げ方をするけれども、やっぱりサポーターとしての講習を受けた方だとか、そういう方が中心になろうかと思いますけれども、やっぱり積極的に、この場では予算を付けるだとかそういうことを申し上げられませんけれどもね。そういう安心なスタイルを追求していくかなければならない。そういう機運をつくっていかなければならんということで担当課含めて積極的にこの事業を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 本当に、有難いお言葉をいただきました。この事業を進めていくというそういう町長の答弁をいただきました。次に、どうすれば様々な不安を解消することができるのか。こちらのものですが2022年10月29日、北海道新聞の記事でここ

に書いてありますが認知症の行方不明者 I T 活用して発見という記事が載っていました。南幌町のこちらの男性は軽い認知症があります。こちらの方は奥さまです。外出する時は必ず G P S 端末機を旦那さんの首にかけて安心して出かけられているそうです。詳しく説明いたしますと、北海道新聞の人生 100 年時代のコラムに不安を解消するために I T 活用することで身元の特定に有効。見守り検索サービスなどと掲載されていました。 I T 活用は、QRコードと G P S 端末機などで位置の把握、検索の依頼、身元の確認の機能があります。地方では、道に迷い畠や林に入り込むことが多く、都会のようにすぐに見つけてくれるわけではありません。美深町の環境を考えると I T 活用の必要はあると思いますが、町長どのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） I T 活用といいますか、先ほど申し上げました G P S の着用と言いますか、その辺のことのお話を道新の記事を使いながら今ご説明を聞いたところでございます。有効な方法だと思いますけれども、中々家族の承認といいますか、家族で協力し合うと、着用してもらうとそういうことが可能かな。そして、そういうことが大事になってくる。ともにそういうことを理解しながら行方不明になったり、そういう時に G P S でどこに行っているのだと。 I T で G P S 使ってそういうことも可能かなと思いますけれどもね。その辺は十分検討させて、ただ基本になるのは先程言いましたとおり家族なりそういう方々、家族だけではないのかもしれませんけれども、そういう方々取り巻きがやっぱりそれに理解を示すということが大事になってくるのかなと思いますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 2021年4月時点において1年半前のことですが、道内44市町村がQRコードとG P S 端末機などを導入し認知症高齢者の見守りや検索に繋げています。結論といたしまして、I T 活用を導入し認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる環境づくりに繋がり、さらに今後道内市町村に導入が広がると考えられます。最後に、美深町における認知症対策として認知症と介護のガイドブックがあり、様々な事業が執り行われていて、高齢者も安心して暮らすことができています。今のところそれほど大きな問題はありませんが、北海道内における2021年認知症やその疑いで行方不明者になる高齢者が437人と過去最高となっております。美深町においても、山や川に入り込む状況があるので行方不明者の問題に対応しなければならないと思います。その中で認知症・行方不明者対策として現状よりも今一歩、今一歩進んだ形を考える必要があると思います。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全道的に道内だけではないのかもしれませんけれども、42自治体といいますか、そういうことがGPSといいますかITを利用しているということを今伺ったわけでありますけれども、その辺のことを含めてね。新年度といいますか、今年度といいますか、担当課の福祉部門でそういう部分を検討する機会をつくっていかなければいいなと思っております。私は理解をするつもりでおりますけれども、積極的にそういう部分を訴えながら、そして将来の認知症に備えていくということも大事になってくるのではないかかなと思います。高齢化が進んでおりますので、そういうことが大事になってくるのではないかと思いますので、一層のうちは取り組みは遅れていないと思ってはいますけれども、認知症問題、これからも問題でありますからね。大事にしていきたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 今、町長の方から明るいお言葉をいただきました。本当に、美深町は高齢者の人数も多いです。GPS端末機は、位置の把握と捜索に役立つと思います。美深町の高齢者の中に認知症ではないのですが、物忘れが多くなっているギリギリの人たちの不安が高まっています。その不安を解消するために認知症サポーターの存在は大きく、オレンジリングで安心が高まります。さらに、外出時の体調不良により高齢者は困った状況になると不安を持ちます。これらの不安を解消するためには、IT導入が必要となります。認知症サポーターとIT活用、今言ったのは町民の意見です。町民の意見について町長はどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町民の意見ということでありますけれども、もっともなこと、将来を心配して色々考えているなということは、もっともなことだと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 先ほどからの質問で町長から検討するとか、明るいお言葉をたくさんいただきました。本当に有り難いと思っております。美深町のITの導入を本当に進めさせていただきたいと思います。私は認知症となった旦那が外出する時にはGPS端末機を付けて安心したいと思います。認知症行方不明者にとっては命に関わるものであり、身につけることで安心して外出できます。QRコードとGPS端末機が美深町民の命を守る強力なゴールキーパー。守り神となることを願うところであります。令和5年に向けて、さらに明るく元気なまちづくりに尽力をしたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 名取君の質問を終わります。

只今から暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） それでは一般質問をさせていただきます。はじめに項目 商工・観光。件名 地域おこし協力隊の拡充について。要旨 本町の商工業担い手支援事業は大変意義のある制度と捉えておりますが、一方既存商店経営者の高齢化、後継者の不足が課題となっております。人材不足を補うために、また雇用を確保のために地域おこし協力隊の活用はできないのかどうかを町長さんにお伺いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地域おこし協力隊の拡充という形のご質問をいただいたところでございます。本町では現在、集落支援員の他に地域おこし協力隊として活動しているのは4人と認識しているわけでございますが、1人は商工業の振興のために商工会で活動をしていただいているという状況であります。先般、商工会の方から来年度の地域おこし協力隊の採用についての要望もいただいたところでございまして、商工会が求めている活動内容には商工業振興に関する活動の他に、新規開業だとか、事業継承に向けた活動も含まれているのではないのかなと思っているわけでございますけれども、商工会としても新規開業や事業継承に向けた活動を推進しようとしているわけでありますので、これらの取り組みに期待をしているということを申し上げておきたいと思います。言うまでもなく地域おこし協力隊は移住して様々な活動をしながら定住・定着を図るということが制度の目的にありますので、協力隊が単なるマンパワーとしての活動に終わることないように退任後の定住に続ける事業が大事かなと思っております。人材のマッチングといいますか、こういうものが肝心でありますけれども商工会が求めている、商工会が主体となった展開に期待をしながら連携を図りながら、要望先との連携を図りながら進めて参りたいとそのように考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 現在ですね。当町の商工会162名の会員がおります。3つの部約50ずつがですね。3部会に分かれておりまして、もう1つはその定款組合員というのが9事業所あります。合わせて162という形でございます。商工会では数年に1回、広域の動向調査ですか、継承調査ですか実施をしております。加盟店の経営動向調査の

アンケートの集約を見ますと91事業所の回答が来ておりまして、68%にあたる62の事業所がですね。後継者がいないという回答でございます。その中にはまた廃業を考えているのが8つ。もうすでに別なところも閉店しているような状況であります、なおかつ人材の斡旋、紹介等を望むのが37の事業所がございました。やはり、今ある制度の活用を考えますと商工会職員以外にですね。町に定住をして、担い手となって農業対策みたいな形ですけれどもね。そのような形の利用できませんかということで逆に行政側から商工会に訴えるような方法もあるのではないかという思いもしております。おそらく、その辺の形のものは商工会自体が会員さんの声を聴いてしなければならないと思うのですが、まだそういうような流れになっていないのが現実であります。それと、11月の議会だよりも載っておりましたが、北海道における地域おこし協力隊の記事が掲載されておりました。管内でも、多数の協力隊の幅広い活動により定住者が増加している町もありますし、はじめからですね。店を継ぎませんか、店舗を継いでくれませんかというような募集をしている町もあります。そういうことをやっている町がたくさんあるのですが、美深はですね。何となく限られたような場所のみの形にしか見えませんので、少しでも幅広い活動のカテゴリーの中にですね。加えていただきたいと。その辺の考えを町長どうでしょう。再度お伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地域協力隊の考え方は議員さんなり今、荒川さんから質問があつたわけでありますけれども、さらには商工会との連携ということを申し上げたけれども、そんなに考え方は変わらないと思っております。ただ拡充の方法についてはそれぞれの検討課題もあるかなと思っているわけでございますけれども、協力体制として単に商工業の会の活動を支援するというだけでなく、開業とかそういう後継者とそういう部分もあるかなと思っております。従って、そういう部分については検討を加えて参りたい。それでも多くは協力隊というものを商工だけではありませんけれども、そういう協力隊員がいれば定着する方向で検討して参りたいと思っているわけでございます。商工会の実情だとか、非常に後継がいなくて高齢者になってきているというそういう状況については話としては聞かされていますし、知っているつもりであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） ありがとうございます。わが町のその問題、喫緊の課題であります人口減少、また少しのその空き家対策に人の声が繋がるような思いもしておりますので、あえて申し述べさせていただきました。2番目になります。行政 件名が公共施設の総合的な管理の考え方についてお伺いをしたいと思います。要旨であります公共施設は町民の

生活基盤、地域コミュニティの拠点など大きな役割を果たしておりますが、厳しい財政状況や人口の減少などを背景に改修や更新など適切に行っていくことが必要と考えております。来年度は町長選、町議会選の改選期でもありますし、将来に向けて現時点での公共施設に対する考え方をあえてお伺いしたいと思います。1点目、近年多くの施設で老朽化が進んでおりますが公共施設全般の総合的な管理の考え方をお伺いしたいと思います。2点目、後々の質問にも関わることですが、具体例を挙げますと町民体育館が昭和50年代に整備され、今後改修や更新をするにも多くの費用がかかると思われますが、先送りできない課題と考えております。学校施設の体育館との関連性や関係団体の意見交換など議論の進捗状況はいかがなのかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 荒川議員の方から公共施設の総合的な管理の考え方といいますか、それらについてのご質問をいただいたところでございます。1点目の老朽化が進む公共施設の全般的な総合的な管理の考え方、こういう質問もいただいたところでございますので、これまで町が進めております行政需要に応じて公共施設を整備しているわけでございますけれども、町民の生活基盤、地域コミュニティの拠点など大きな役割を果たしているのかなと思っておりますけれども、これらの施設が大体4割程度だと思いますけれども、建築から30年を経過しているという状況であります。従って老朽化への対応が必要になっていいるところですが、今後予想される需要の変化を見据えて長期的な視点をもって更新だとか統廃合だとか長寿命化などの計画を行うことが求められていると思っております。こうした状況を踏まえながら進めているわけでありますけれども、公共施設等の全体像を明らかにするとともに総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として平成28年ですか、それから40年間に渡る長期的な美深町公共施設等総合管理計画、さらには令和2年度には十箇年の施設との基本的な対応方針を個別施設計画として策定しているわけであります。これらの計画に位置付けた施設整備や総合計画実施計画等へ登載をするとともに、個別の事業費精査を経て国等の補助金だとか地方債、さらには基金等を活用して財政負担を考慮しながら軽減の方向、さらには平準化しながら維持管理に努めて参りたいと、このように考えているわけでございます。2点目の具体的な町民体育館の改修についての考え方でありますけれども、これは教育委員会等で検討を加えている部分でありますので、経過も含めて教育長からの答弁にさせていただきたいと思っているわけでございます。私からは以上で答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 町長から私の方で答弁とのことですので、ご答弁させていただ

きます。美深町民体育館は昭和55年の6月ですか、オープン後完成から30年が経過した平成21年度に約1億4,000万円かけて大規模な修繕工事、議員もご承知かと思いますけれどもアリーナのフロア内外部の改修と暖房設備を行い、利用開始から42年が経過いたしました。現在もスポーツ活動をはじめとし防災避難施設、選挙の投開票所としての役割を持ち、美深町中心部に位置する重要な公共施設として位置づけられております。学校施設の体育館についても、学校開放事業や避難所の役割を担っており、美深中学校、仁宇布小中学校については、令和3年度までに改修等は完了してございます。学校については昭和52年建築の美深小学校体育館について非構造部材耐震化の改修を残すのみとなっております。本年度耐震調査と設計業務について作業を進めており総合教育会議に諮る中、改修へ向け協議を進めていくところでございます。町民体育館は施設の老朽化に伴い様々な課題がありますが、中でも大きな課題は屋根の部分が腐食しアリーナ内で一部雨漏りが発生しているところでございます。これらを踏まえて今後の町民体育館の在り方について、なるべく早く方向性を決定する方向性を見出していく必要があります。また令和4年度教育委員会議、スポーツ協会の理事会、スポーツ推進委員会、社会教育委員の会議において町民体育館の現状と課題、今後の方向性についての概要説明を行い議論をスタートさせたところでございます。いずれにしてましても、教育サイドのみで判断できるものではございませんので、美深町内の公共施設全体の改修計画を総合的に判断しながら関係団体とも協議の上、慎重に議論を進めていかなければならないものと考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 体育館のことに関しては、よく理解できました。町長さんにもう1点だけお伺いします。個別施設の計画の中では、2020年からできるだけ早い内に策定するようになっておりまして、おそらく順調に進んでいるものだと思うのですが、その計画書の中の人口推移を見ますと、まち・ひと・しごと創生の人口ビジョンから見て、500人ほどもう減少の形の位置づけになっております。それで将来的にうちの町の在り方というもの、例えばその人口の関係、財政の関係と色々あると思うのですが、合同庁舎的な施設の複合化ですとか、コンパクトなまちづくりだと、そういうような辺りの考え方というのはお持ちになっていますでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的には今、荒川さんから言われました指摘された総合計画なり個別の改修計画なりを作った段階から相当早いペースで第6次総合計画に基づくものが人口減少だと高齢化社会だとそのように迎えている。そこでコンパクトなまちづくり、そういうものが問われているのだろうと思いますけれども、その辺はどうだという考え方

でありますけれども、それはそれとして考えていかなければならぬ部分。そして町民の要望等も十分聞いて、もちろん議員さんの考え方等々も聞いていかなければならぬと思っています。従いまして、ここでどうのこうのというわけには参りませんけれども、その辺は意識して考えていかなければならないものだと考えているわけであります。以上です。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） ありがとうございます。それでは、財政の方でお伺いをします。件名ですが、使途指定のふるさと納税の寄附金の有効活用についてお伺いをします。要旨です。ふるさと納税寄附金では納付者の意思に応じ、使途が指定されたケースが多いと思いますが、それら各分野の事業費や返礼品等の経費に充てた後、なお執行残となった資金についてはどのように当初指定された使途に沿って活用されているのかをお伺いをいたします。1点だけ確認をさせていただきたいことがございます。先月ですね。ホームページに3年度のふるさと納税の報告が公表されております。その金額と我々がいただいております事務報告書の金額が相違しております。どちらの数字が正確なのか、それを調べていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ふるさと納税の有効活用という部分でご質問をいただきましたので答弁いたしますけれども、ふるさと納税という制度そのものは寄附という形でありますけれども、そういう形に全国から参加をしていただいているわけでございます。まちのを目指す将来像を実現としての取り組みとして、平成20年度にスタートしているわけであります。全国から沢山のご支援をその後受けているわけでありますけれども、初めの方は、中々自分たちだけでやっていた関係もありまして、議員さんの指摘等もありまして、ふるさと納税を扱う企業だとか、大手だとかそういう会社にも依頼をしながらやっているわけで、現在でありますけれども、トータルでありますけれども、3万1千件ほどになっているわけであります。その間、5億4,600万ほどがふるさと納税として集まっているというか寄附をしていただいた関係がございます。年間のピークとしては、令和元年度の1億5,500万ですか。これがピークになったと思っておりますけれども、残念ながら今は少し予算を計上しておりますけれども少し割れるのかな、そのような状況でございます。寄附金は返礼品や事務経費を整理した後、寄附者の意向に沿って教育だとか子育て、健康・福祉、環境などの分野に充当しているわけでございますけれども、充当残となった寄附金にはそれぞれ寄附者から指定のあった目的別の基金等に大きく分けて7基金だと思いますけれども、まちづくり応援基金に一旦積み立てて6年度以降の事業に財源として使わせていただいているというような状況でございます。それと確認されたわけでありますけれども

も、少し公表されている中身が違うということでありましたけれども、ホームページに記載してある数字が正しいのでありますので、誤りではなくて公表の仕方が少し違うようありますので、ご理解をいただきたい。従って少し数字が違うということもあるうかと思いますが、私からの答弁は以上にしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） どのように違うのですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 調定日と納入日というのは少し違うようあります、ホームページの方が正しいようありますので、言ってみれば公表している数字の年度別の部分等が違うのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） あえてもう1点だけお伺いをいたします。やっぱりクレジット会社の手数料というのは、これは差がかなりありますけれども、これはいたし方ないものなのでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 手数料の関係はかなり高いなという感じはないわけではありませんけれどもね。これは、それぞれの企業が定めているものでありますからね。これに沿っていかなければならぬと思っております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） それでは教育の方について、ご質問させていただきます。件名が、休日における部活動の地域移行についてです。要旨であります。学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革について。令和5年度から令和7年度を目指して休日の部活動を段階的に学校から地域へ移行していくことが基本とされ提言が示されています。1点目、具体的な制度の事前調査を含めた対応策の考え方。2点目、財源措置及び指導する人材の資格等の有無についての考え方。3点目、地域移行に向けた関係団体との協議の在り方を含め、今後のスケジュール等の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 部活動改革についての考え方について3項目にわたりてご質問をいただきました。ご答弁させていただきます。ご承知のとおり北海道教育委員会は、北海道部活動の地域移行に関する推進計画の素案をこの程まとめ11月28日に道議会で報告するとともにパブリックコメントを経て年度内にこの計画を策定することとしております。この計画の中に、市町村の取り組みと実施イメージが記されておりますが、北海道教

育委員会は地域の実情に応じて取り組みを進める必要があるとしてございます。部活動改革についてですが、全国的に中学校の部活動は協議経験のない教職員が指導せざるを得ない状況であったり、休日を含めた長時間の部活動指導が求められるなど教職員にとっては大きな業務負担になってきました。こうした状況から令和2年9月、文部科学省において学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが取りまとめられました。現在、美深中学校の部活動は野球部、ソフトテニス部、卓球部、柔道部、スキー部、文化部の計6つの部活がございまして、令和4年度の中學3年生を含めた部活に所属する生徒数は全生徒81人中64人。部活動への加入率は、約80%となっております。3点のご質問についてご答弁申し上げます。1つ目の制度の事前調査を含めた多様策の考え方でございます。現在、具体的な制度の事前調査としましては、国や道が示すガイドラインに基づいて、美深中学校の部活動の実態と合わせて、どう取り組んでいくかを検証している段階である他、道教委などが開催する説明会等に出席し、情報を収集しているところでございます。対応策としましては、将来的に学校と地域が協働・融合した部活動の実現に向けて美深町の教育・スポーツ関係者がそれぞれの立場で協力しながら生徒にとって望ましい部活動の実現を目指していきたいと考えております。2つ目の財源措置、指導する人材の資格等についての考え方でございますけれども、財源措置については国の指針等に基づき、必要な費用が発生した場合は、予算措置を講じていかなければならないと考えております。また、現在の国の指針では具体的に指導する人材の資格等の有無については、示されておりませんが、地域指導者が指導する場合は、その競技の専門的な経験・知識に加えて指導中に問題が発生しないよう事故防止、安全対策、スポーツ指導におけるコンプライアンスなど、現状のスポーツ少年団指導者と同等の学識、資格が想定されております。地域の指導者が子どもたちの指導を目的とした資格取得、各スポーツ団体等における研修等に要する場合は、これまで美深町こどもスポーツ文化未来基金を活用していただいておりますので、資格取得、研修講習参加費用については同様の取り扱いになると思われます。3つ目の地域移行に向けた関係団体との協議の在り方、今後のスケジュールの考え方についてでございます。地域移行に向けた関係団体との協議につきましては、美深中学校における部活動の現状と課題を共通認識し、今後の生徒数や活動の展開、推計を踏まえた上で地元スポーツ活動を担っていただいているスポーツ協会、スポーツ少年団、びふかスポーツクラブ、スポーツ推進委員、PTA保護者を含む関係団体との協議の場が必要になると考えております。今後のスケジュールにつきましては、これらの検討課題を教育委員会内部でも十分検証の上、先進市町村の成功、失敗例などの状況を見極めつつ北海道の推進計画を参考に進めて参りたいと考えております。いずれにしましても地域の皆様のお力が必要となる取り組みですの

で、ご協力いただくことをお願い申し上げ答弁といたします。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） この提言はですね。まだ、ほとんど大筋が決まっていないというような内容だと思っております。要は、地域で総合型スポーツクラブがあるところ、またニーズの多い大都会でしたら民間型スポーツクラブを設立して実施しているところ、子どものニーズによってですね。様々な形で競技志向の感覚の方が入れるような民間のスポーツクラブとは、うちの町のスポーツ体系はまず違っているようなイメージを持っております。といいますのは、教育長も申していましたとおり、スポーツ協会の下にはスポーツ少年団、そしてN P Oのスポーツクラブがありますが、協会等が従来の形でしたらどうしても競技志向の考え方方が中心になっておりますし、総合型の方のスポーツクラブの方はやっぱり基礎体力を中心とした幅広い年代に関わることを色々とやってきております。実際ですね。スポーツクラブ自体は、今様々な事業展開をしておりまして、かなり充実が増しているような状況でございますが、今回のこの提言に合わせてですね。うちの町のスポーツ全体を見直すいい機会ではないかなと捉えております。クラブの様々な問題事項、解決しなければならないこともありますし、協会自体もですね。やっぱり人口減という形で若い人が中々入ってこないというような状況も耳にしておりますので、総合的に考えてまだ7年までありますので、全体的なスポーツ活動を含めた形の意見交換等をしていただければというような思いもしております。それと、道の説明会等に職員が出席というお話もありましたが、北海道では3名のこの提言に対してのアドバイザーがいらっしゃいます。もうすでに、管内ではアドバイザーを呼んでですね。スポーツ関係者に、その地域にあった活動はこういうものでないですかというような形で会議等を開いているところもございます。3名のアドバイザーの中のお1人は、うちの町と協力協定を結んでいる岩見沢の岩教大的教授でありますし、そういう方を一度お招きしてですね。関係者等とのそういう会議等を開くようなお考えはあるかどうか。今後のスケジュールの形の一歩ですけれども、どうでしょう。そのあたりのお考えはございますか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 当面は土日にかかる休日の移行ということですので、先ほど小口議員からの質問もありましたけれども、他のスポーツ、そういったスポーツがないスポーツに関わる機会もこういった部分でつくられてくるのかなと思っています。北海道の教育大学の協定の関係ということで、実は私の教育長の研修会の中でもその方を講師に10月ですか、11月ですか。教育長向けの研修会も行っていただいてございます。この後、関係団体との協議を進めていく中で、スケジュールの中でそういった部分も必要になってく

れば調整していかないとならないかなと考えております。まずは美深町の実態、地域の実態に合った形での移行が望まれておりますので、その辺について地元の関係者と中学校含めてご協議できればと思っています。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） ありがとうございます。色々と申し上げましたが、今後のスケジュールを聞いてなんとなくホッとしているところでありますけれども、なくべく早く行動していただきたいと私はそのように思っております。以上を申し上げまして終わらせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で9番 荒川議員の一般質問を終了します。

次、5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 質問をはじめるにあたりまして議長にお願いがございます。今回も資料配布をさせていただきたいと思いますが、その許可をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 質問に関連するものでありましたら許可致します。

○5番（岩崎泰好君） お願いします。それでは一般質問を始めます。記憶では2日ほど前だったと思いますが、実は時間をつくることができまして久しぶりにテレビを見ました。録画ですがガイヤの夜明けという番組でございまして、日本の産業界の中でも低迷を続けている半導体の会社設立についての映像でございました。今回、日本の起死回生をこれが最後という形で取り組み始めたその中身に、難しいことなどありえないんだというその組織を始めようとする会社の社長さん言葉がとても印象的に映ったことでございます。今回この質問を通してですね。課題と正面から取り組む姿勢が、是非いただきたいと思いを込めて質問したいと思います。それでは、最初に教育の問題から入ります。コロナ禍は続く子どもたちの学びの環境充実が急務では。令和2年の全国一斉休校から2年が経過しました。未だ新型コロナ感染状況は終息しておらず、美深町でも今年に入って子どもたちの感染による学級閉鎖を見聞きし、コロナ禍前の学校生活に戻れないという現実と、子どもたちの学びを止めないを合言葉に進めてきました。これまでの教育環境に新たな課題が投げかけられた状況にあると思います。課題解決にどう取り組まれようとしているのか。学びの環境充実について次の3点について教育長に。4点目は町長に伺うものであります。1つ目には、令和2年度から実施の新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のために、デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成31年4月から施行されて、これまでの紙の教科書を使用しながら必要に応じて学習用デジタル教科書の併用が可能となっております。デジタル教科書の導入による教育環境

の改善や学級閉鎖時にも活用できるであろうオンライン授業の取り組みについて考え方を伺うものであります。次、2つ目は学校図書館法に基づき、今年度から新たに始まった第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」では、学校図書館の蔵書数の整備、新聞を小学校2紙、中学校3紙配備、学校司書を小中学校1・3校に1人配置という計画を立てております。これは現状と今後の対応について伺うものであります。3つ目は美深町の放課後子どもプランでは2つの事業展開をしておりますが、小学生高学年、あるいは中学生の利用実態がどうなっているのか。更には高校生の居場所が少ないという現状に、それら課題をどのように捉えていられるのかお聞きしたいと存じます。4点目は町長にお伺いしますが、「学びの環境」充実について、財源確保の視点から町長の所見を伺うものであります。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員からコロナは続く、子どもたちの学びの環境充実が急務ではについてのご質問をいただきました。まず、私から3点についてご答弁申し上げます。文部科学省では、令和3年度より学びの保障・充実のための学習用デジタル教科書実証事業を実施し、デジタル教科書の効果や課題について検証を進めております。美深町においても令和3年度から実証事業へ参加しております。令和3年度においては、美深小学校全学年の算数、美深中学校全学年の数学について実証事業を行ってきております。令和4年度は英語において小学校の5・6年生、中学校の全学年について実証事業を現在行っているところであります。主に画面をクローズアップして大型スクリーンに表示する時に活用しておりますが、このデジタル化においてですね。英語などはスピーキングそういった音声も対応できることになってございます。広く先生方に授業において使用し、慣れていただくと共に教員及び児童生徒へアンケート調査を実施し、学びへの効果や課題を明らかにし、今後のデジタル教科書のより良い在り方の検討に国では活かしていく考えでございます。本町においても実証事業に参加していく中で活用方法や子どもたちに与える健康面での影響等についてアンケートに答える中、教育環境の変化に対応していくよう考えております。次に、学級閉鎖時のオンライン授業に取り組みについてですが、ご質問にもございましたが、11月から12月上旬にかけて、複数の児童生徒が同時期に感染したクラス、学年があったため美深小学校、美深中学校で3日間から5日間のクラス閉鎖となったところですが、さらに拡大することなく短期間で再開しているところです。コロナ感染症におけるクラス閉鎖時に美深小学校4年生。美深中学校では1・2年生が端末タブレットを活用し、それぞれ自宅と先生は学校で、朝の会・帰りの会の学活活動で実施し、生徒と直に画面でやり取りできるようなことで体調確認などを行ってきているところです。また、美深中学校ではタブレット内に課題をインストールしながらプリント等を併用し、1日2

時間ですけれどもオンライン授業を行ってきております。今後も各学校において工夫しながら取り組みを行っていけるよう、引き続き対応を進めて参りたいと考えております。次にですね。学校図書館の関係についてお答えいたします。現在の学校図書の配備状況でございますけれども、令和3年度末で普通学級数に対する標準冊数、美深小学校、美深中学校はすでに計画的に図書を更新しております、達成しております。仁宇布小中学校は改築に合わせて2年度3年度で全面更新を行っています。古い本を整理しながら、ほとんど新しい図書を導入してきており、標準冊数からいくと8割程度となってございますけれども、参考までですけれども児童生徒1人あたりの冊数は美深小学校で50冊、美深中学校で80冊、仁宇布小中学校では1人あたり330冊というようなことになっており、ほぼそれぞれ学校の中で図書の配備状況は充足しているのかなと思いますし、本年度以降も引き続き田村文庫といいますか、美深町学校図書整備基金を活用してですね。整備していく考えでございます。新聞配備につきましては、全道紙の他に美深中学校では中高生新聞を毎月購入し、国内外のニュースが中学生向けに解説され掲載されており、社会科の授業の中で活用されているほか、子どもたちが新聞に興味を持ちながら社会情勢にも関心を持つきっかけになるよう配備しているところでございます。学校図書司書の配置につきましては、前教育長からこれまで答弁しているところですが、平成26年の学校図書館法の改正により学校には学校司書を置くよう努めるものとされており努力義務となっております。現在、町内の小中学校教員には学校司書教諭の資格者がいることから、校務分掌の中で文化図書係をその方に担っていただく中、この学校図書の運営などを行っているところでございます。なお、現在の美深小学校において司書教諭を1人命課している状況でございます。続いて、放課後子どもプランの関係でございます。放課後や休日の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的に放課後子ども教室、これはCOM100を会場としています。放課後児童クラブ、これ学童保育として児童館を会場に実施しており、保護者の方々にも広く認知され子どもたちの放課後の居場所づくりの定着が図られております。この事業の目的は登録者数、利用人数の増減だけではなく、子育て世代の働き方や多種多様な家庭環境のニーズに対応するため、家庭に変わり子どもたちが安心できる居場所づくりの事業の推進に努めています。小学生高学年、中学生も放課後こどもプランの利用対象となりますが、その年代になりますと少年団活動や部活動、学習塾や習い事、また友達同士で自宅で遊ぶなど、小学生低学年の子どもとは放課後の限られた時間も違う環境で過ごしているのかなと思っています。高校生についても放課後は部活動やボランティア局の活動、進路に向けた放課後学習が行われていると認識しております。子どもたちの居場所づくりについては、町内公共施設、文化会館や体育館など有効に利用していただければと思っており

ます。放課後こどもプランにつきましては、子育てに関する部署、学校を含む関係機関、保護者と連携を図りながら今後も事業運営を進めていく必要があると考えているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 学びの観点の充実ということで、財源の確保の観点というか観点が問われましたのでお答えしたいと思います。教育振興については、町政推進の基本としてこれまで大切に取り組んできたところでございます。従いまして、近年では各小中学校の改築だとか学校給食の導入など学習環境の充実に努めて参ったところでございます。また、学習の面においてもタブレット端末の導入、学校図書整備基金を活用した図書の整備、これらを行ってきておりまして、これらを基に教育委員会と連携し、総合教育会議等を通じて教育行政全般の課題について情報共有を図りながら教育環境の充実に努めているところでございます。先ほど申しましたけれども、教育振興という部分については町政の基本として捉えておりますので、それなりに財政的なことも考慮していると考えているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 1つずつやっていきますが、まずデジタル教科書の導入作業については、実証実験の段階で順次3年・4年と進めているということについては、非常に安心を致しました。21年の整備状況を全国では36%弱の整備状況。その中に、美深も入っているということの理解でいいのかなと思います。ただですね。1つ、2つ気になることがございます。私も孫2人が今、通学しているのですが毎日、週の内何度か実家に出入りするけれども、重たい鞄、あれがですね。中身をあれして他にかけると結構な重量になります。何故かなと考えたのですが、教科書自体も昔よりは相当厚くなっているのが1つだと思います。そしていわゆる1人1台の端末というものが持ち帰り等も行われている現状にあるのかなと思っていますが、それらですね。実証実験の中で例えば教科書は学校に置くとか、端末だけ持ち帰るとか、そんな対応をしてあげることで子どもたちの負担が少なくなるのではないかと。色々ランドセルを背負うことが良いのか悪いのかという議論もありますけれども、ただあまりにも重たいその重量をですね。本当、腰を曲げるようにして通学している姿を見ると、ちょっと正常ではないなと思っています。その辺の解決策をどうするかというのが1点です。それから2つ目は折角実証実験を進めておられるのですから、それなりにネットワーク環境も整備されていると思いますが、基本的に色々基準があると思います。その中でどの程度、学校の中での基準がどの程度のところをクリアしているのかということと、それとオンラインを活用した自宅での学習等端末を持ち帰った場

合にできる環境に今状況はどのようにになっているか、その点についてまずはお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） ランドセルというか鞄の重さ対策ですが、これらについて学校等ではそれぞれ保護者にアンケート等を通して、学校にアンケート対応しているので、そういう意見が出ていれば学校の中で対応されていると思っていますけれども、教育委員会で教科書を置いて帰りなさいだとそこまで指導している状況にはございませんので、その辺の状況について校長会等ですね。どういった状況なのか、そういう声があるのか含めて確認していければと思っております。それと学校の中の基準というのがちょっと分からぬですけれども、色々持ち帰り、タブレットのルールはそれぞれの学校で整備しております。美深小学校では、8割ほどが家庭でのインターネット環境があると伺ってございますけれども、保護者がついていないとできなかったり、保護者が仕事に行く場合は、スマホ経由でやっている場合はそれが使えなくなると、そういう課題があると報告を受けております。仁宇布小中学校の方は、ホスターホーム等につけたWi-Fiを完備していますので、全戸対応できているというようなことで伺っております。美深中学校1・2年生は、この間やってきましたけれども1年生は基本的に全部の朝の会、帰りの会は揃ったということです。ただし授業の時に1人、2人が長時間対応困難だったと報告を受けております。あと2年生については、児童養護施設の方で何だかの理由で整備が進んでいないということで、その部分が課題ということになっております。町の方は、これまでCOM100の各教室、そしてコミセン関係にもWi-Fiを整備しまして、もし長期的に学校に集まれなくなった場合、児童養護施設等については、新生のコミセンそういった部分も使える環境を整備含めてですね。整備を進めてきたというような経過ということでご理解いただきたいなと思います。オンライン学習の部分については、美深中学校でこのクラス閉鎖に合わせて実証というかやられておりまして、配信授業5科目1日2時間ということで、それぞれ閉鎖になっていないクラスもありますので、その科目を先生方で調整しながら5科目オンライン配信授業を行ったということで伺ってございます。1年生はほとんど、2年生は先ほど言いましたけれども、児童養護施設の部分は配信授業できなかつたので端末に紙データといいますか、そういう物をインストールして対応したということで報告を受けております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 丁寧なご説明ありがとうございます。この点ではですね。まずはデジタル教科書の導入、今は実証実験の段階ですが本格導入は何年度を計画しているのか

ということが1点、それからこれに先ほども聞いたのですが、ネットワーク環境ですね。今は実証実験ですから、一定程度の個体数しか受けませんが、これは本格になりますと一斉に使うような場合はネットワーク環境が対応できるか。いわゆるその遅くなったりですか、動かなくなったりというようなことが容量の問題、ネットワークのその環境整備の中では出てくると思うのですね。その辺の対応をきちんとと考えられて、来年度等に予算計上を考えておられるのか、その2点をお伺いして終わりにします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） デジタル教科書のこの実証を経てですね。多分一気に紙教科書がなくなって全部デジタルの教科書になることは考えられないかなと今、僕は思っていますので、その教科書の改訂それらに合わせて今実証実験を行っているということですので、まだ令和6年以降になるのかなと考えております。それと今、端末についてはマイクロソフトのチームズというシステムというのですかね。これを使って配信授業を行っておりますので、今の中学校の実証では細かいことは聞いておりませんけれども、みんなの朝の会や帰りの会含めて顔を見ながらやりとりですとか、また配信授業ができているということで、チームズのシステムを使っているということで報告を受けているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 非常に先進的に取り組みされていることには評価をしたいと思いますが、続いて学校図書館の充実についてお聞きしたいと存じます。蔵書については、田村基金による図書購入が功を奏した部分もあります。学校の改築等もありますけれども、それによりまして内容は具体的な冊数はいいですが、既に文科省の基準に達しているという捉えでよろしいのかなと思っていますが、後ほどまた別な問題でこれには触れたいと思っています。おかげさまで田村文庫からは平成28年から累計で1,000万円近いお金を使って6,000冊弱くらいの書籍がこの美深の町に入っていると。田村さんに非常に感謝したいと思っていますが、あとですね。新聞の配備については、小学校で2紙、中学校で3紙というような新聞配備、これは6か年計画、5か年の中ですから、2026年までにこの数字を達成してくださいという文科省の申し出なのかなと思いますが、これについても現状は少し入っているという話を聞きました。銳意努力をしてほしいと思います。ただ、その学校司書の配置に関してですね。平成26年の努力義務だというこの問題は前にも、私も一般質問で聞いた経緯がありますけれども、今第6次学校図書館の図書整備、5か年計画にあってはですね。努力義務ということから一步踏み出して、きちんと配置をしなさいという流れになっているのかなと思います。先来、これは読売新聞の10月2日の記事です。これらについても、きちんと学校図書の整備充実をやりなさいというこ

とが書いていますし、皆様にお示しました資料1。これにあっても具体的な道筋等についても触れています。地方財政措置についてもこの中では触れておりまして、この中でとりわけ学校司書の配置というのは、これから整備されて活用されていくべき。1つはデジタルかもしれません、やっぱり1つはきちんとした図書で勉強するということが大きな課題になると思います。その面では司書の配置というのは非常に重要なことだと思いますが旧来、小さな学校にあっては努力義務でいいというのでいいのか。その辺のところの考え方や、今後導入の意向でいるのかどうか。その辺についてお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 努力義務の部分でございますけども道教委の、それからこの命課の配置しているかどうかっていうのを命課というのですけれども、命令の命に。命課状況の調査ある中で、学校図書司書というのですかね。ここの部分の命課状況について示されている中では、12学級以上の学校、ここには努力義務と言いつつも、配置しないさいというような必ず置かなければならないというのですかね。そういう部分になってございます。現在、美深小学校は11学級でございますけれども、学校の校長の方ですね。司書教諭を命課しているということで発令、美深小学校ということで道教委の方にも報告しているというような状況になってございます。実は、この学校図書の関係ですけれども、10月19日にですね。教育長の全道研修会がございまして、この時に初めてと言ったら失礼なのですけれども、初めて道教委の担当課長の方からですね。学校図書の配備、それと新聞についてと司書の配置について、私は初めて説明を受けたところでございますので、ちょうどたまたま今回こういった質問があったわけでございますけれども、さらに認識を新たにしてですね。今、学校司書になれる人材の養成、育成というのですかね。これを道教委ではオンラインで実施して講習28時間を先生方が受けければ北海道教育委員会が認定する学校司書修了認定しますよといったことで、力を入れてこの8年度に向けて力を入れていくというようなことで説明がございました。今の北海道全体で小学校では、学校司書を配置しているのは31%。中学校では20%ということで司書のなる人材が不足しているということでこういうオンライン等を活用して今司書を持っている方の更なる技術向上といいますか、研修と合わせて新たな方を確保していくというようなことでそれぞれの市町村教育委員会にあっても先生方にそういう講習を促してほしいと、そういった説明を10月に受けてきたところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） その要するに、現状は司書教諭の資格を持った方がそれぞれ対応している現状だと先ほども答弁ありましたけれども、そういう状況だと思います。これに

ついてその重要性、学校図書館の重要性を鑑みて、きちんとした学校司書を置くという方向性については考え方どうなのでしょうね。現状も聞きました、分かります。マスタープランの案も私も聞いていますが、要するに人材を育成していくためのカリキュラム等も今立てていると聞いておりますが、基本的には大学の中では司書コースというのがあって、司書を目指す人たちにとっては資格取得は今までできていたんですね。ただ需要がないということがあって、多分そのコースをとる方も少ないのかなとこれは推察ですけれども、そういう状況にある中で、やっぱりその学校図書館の重要性というような認識というのが、わが教育委員会はどう思っているのか、そこが一番大事だと思いますね。蔵書をきちんと揃えた。新聞等も配置した。でも、それをどう利活用して子どもたちの学習にしっかりと位置付けていくかというその辺の考え方ですね。それを、この問題については聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（草野孝治君） 学校といってもですね。美深町のように小規模な学校から本当に1学年5学級6学級、大きな学校までありますので、学校図書館によってもそれぞれ配置だったり形だったり違うと思っています。基本的には、学校図書司書を持っている先生方こういった方々が中心ですね。それぞれ文化図書係に校務分掌で配置して担っております。さらに美深小学校では校長発令しているということもございますので、一定程度ですね。環境はできつつあるのかなとは思っているのですけれども、これは一重に教育委員会指導というよりも学校の考え方、学校は今、教育委員会が学校で英語教育の方推進しているという部分ございますし、そういった部分も含めて全国学力学習調査の中で本を好きですかというような質問項目があったんですよね。これは、美深町小学校、中学校、小学校6年生、中学校3年生とも全国を上回っているという状況もあるので、やはり学校図書ばかりだけではなくてうちには文化会館の図書室もありますので、そういったことも含めて読み解く力、そういった部分を子どもにつけてもらうことは大変重要なことかなと思っております。配置については、今後とも資格を持っている先生が異動等で変わったりとか、そういった場合もありますので、その辺も人事の中でできるだけ考慮できるように今後とも対応していきたいなと思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） もう1点だけお示ししました資料の2、裏面が2になっているのですが、町長に聞こうと思ったのですけれども、折角ですから今聞いておきます。地方交付税の算定額の算定方法ということで、図書費、新聞紙、学校司書費それぞれ該当する学級数をはめ込むと予算措置の中ではこれだけの金額が実際に美深町にきているということになりますよね。図書費については田村文庫を利用することで、これは使っていないはず

ですね予算上は。この100万近くのお金が別なところに使うために財政措置の中では行われていると。新聞費については、ある程度金額も少ないですけれどもこの参考に道新がとった場合の3校それが1紙だけとればこれだけの金額で交付金の中身と概ね合致すると。学校司書費については、もうすでに合計450万ぐらいの金額のものが交付税の中に入ってきてているのですが、これについてはまた別な項目の使い道をされてここに使われないということになっていますよね。こういうこのしっかりと財政措置されているのですから、文科省の方針の中を見ながらですね。うちの町にしたら概ね3人の司書、学校司書を雇うだけの目標値を達成するとしたら形になるのですよね。だから、仁宇布小中学校に1人、小学校1人、中学校1人、ただそのあとは財政的な問題がありますから、この金額では到底賄えないこともありますし、その辺のことも考えるとですね。適正にこの予算を使うということが大事かなと思うところですが、これは町長ですね、財政。町長に聞きます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） この表に載せているのが正しいとして、捉えるわけでありますけれども、これだけの交付税等が入ってきている部分があるとすればそれなりに考えていかなければならない部分がある。ただ、こうであるからこうしなければならないという交付税でありますので、一般財源でありますので、うちでは先ほど申し上げましたように、ああいう部分で非常に取り組んでいるのだということもご理解をいただいて、相対的に教育費の中で考えていかなければならないと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは、教育委員会の方にはこどもプランの事業についてお伺いしたいと思います。先ほどの答弁の中では、ある意味その子どもたちのニーズに合わなくなってきたということも答弁の中ではあったと思います。ということは、子どもたちのニーズにあったこどもプランというのを立てる必要があるのではないかと思っています。2つの施設にあってもですね。小学生の低学年、これについては児童館事業の中では1年生が概ね1,700人、2年生が1,900人、3年になると430人、4年生が390人、どんどん減って5・6年は28とか29の数字になるのですね小学生。中学生は0です。それとこども教室、COM100のこども教室については、これは内容がよく分かりませんが、ただ現実は多分これと同じような数字になるのだろうと思います。折角プランとしてやっている中では、子どもたちがやっぱりしっかりしたその子どもたちのニーズに合わせたような学年の違いの中で対応していくのが筋じゃないかなと思うところです。さらには高校生にあっては部活等色々やることもあるのかかもしれません、でも高校生の声の中

には町の中でゆっくりとおしゃべりをしたり、あるいは勉強したりできるようなスペースがないという声も聞いています。これらに対応するために1つには、今ある図書館の活用だとか、COM100の上手な活用の仕方もあるのかと思いますが、今後の問題とその辺の取り組みをされるかどうかお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） ご承知のとおりこのコロナ禍にあってですね。令和2年から子どもたちの動きが変わってきているのと、コロナ対応に合わせた今、受け入れをしているといったことで一部ニーズに合っていないと私、答弁した記憶はないのですけれども、そのような部分に繋がってきているのかと思ってございます。また、中学生についてはですね。元々児童館、放課後子どもクラブの方には元々来ていません。それぞれの先ほどご説明したとおり部活や習い事等々で本当に忙しいのかと思っているところで、この辺コロナの状況を見据えながらですね。子どもたちのニーズにあった放課後子ども教室等対応を担当の方では考えておりますので、そういった部分で対応していくのかと思います。あと、高校生の居場所づくりということで、そんなに高校生から居場所がないという話は、私は聞いたことがないので、本当にそうなのかということで美深高校に伺ってきました。美深高校の70人の内、部活動に加入している生徒は約6割、44人と伺っています。近年は軽音楽部等々に人気がありまして、その音楽に関わっていなかった生徒が軽音楽部に加入して、軽音楽部は14人の2割ということで伺っています。学校としては、放課後今まで静かだった学校がギターの音が響き渡っており、学校に元気を与えてくれていると話を伺っています。部活動に関わらない俗にいう無所属というのですかね。そういった生徒は何人いるかということでございますけれども、14人ほどいるということで聞いて、その子の居場所について聞いたら、そんな高校生なんだから居場所は自分で見出していくものなんだとそういったようなお話をされておりまして、実際放課後はアルバイトについたり、田中議員がいるのですけれども、そういうダンスサークルでトレーニングに励んだりとそれ皆さん活動を実践していて忙しいんですよと。居場所がなくて困っているという生徒は把握していないと。名寄で放課後帰る子はいますけれども、本当にこの恵まれた大自然の中で自分の好きなことを見出していく高校生は大変素晴らしいと学校からはお話を伺っております。そして日中に結構、休み、夏休み、冬休みもそうですけれども、COM100の方の図書室の方で読書をしたり、課題というか宿題というか、そういったことで自ら勉強している生徒の姿も私は見ていて、居場所がなくて困っている生徒がどれだけいるのかなと今質問を受けて考えたところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○ 5 番（岩崎泰好君） 2 つ目の質問に移ります、行政です。屋根発電の普及に力を入れてはという質問です。『「はじめよう！再生可能エネルギー」いま、再生可能エネルギーの使用導入が広がり始めています。お使いの電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることや、太陽光など発電施設を設置することで、再生可能エネルギーを導入できます。個人、自治体、企業それぞれが再生可能エネルギーを使う時代に向けて、「再エネスタート」ではアナタの再生可能エネルギー導入をサポートします！』これは環境省のホームページの呼びかけです。美深町の再生可能エネルギー導入の取り組みについて、現状と将来の見通しの所見を伺うところでございます。1 つ目には脱炭素イノベーションによる地域循環共生構築事業を構築して、美深町ゼロカーボン宣言の具体的取り組みとして、屋根置き太陽光発電の普及から取り組んでみてはどうかという提案です。2 つ目には快適な住まいづくりと商工振興事業では、新エネルギー工事に工事金額 30 万円以上に補助率 20 % 補助金限度額 50 万円としておりますが、新たな制度設計が必要なのではないかという視点に立っています。ご回答いただきたいと思います。3 つ目には、公共施設の屋根に太陽光発電パネルを設置して、町の光熱費の削減と予想される電力料金の高騰やブラックアウトへの備えに取り組んでみてはどうかという、これも提案でございます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 屋根発電の普及について力を入れてはどうかというご質問をいただいたところでございます。ご案内のように、美深町はゼロカーボン宣言の具体的な取り組みとして屋根置き太陽光発電の普及から取り組んではどうでしょうかというご質問をいただいているわけでありますけれども、当町のゼロカーボンの推進については、これまでの事業に加えて本年度公共施設の L E D 化事業、そして省エネルギー照明導入推進事業を実施しているわけでございます。屋根置き太陽光発電に関する支援は、快適な住まいづくりと商工業振興事業の中で工事費の補助を行っているわけでございます。そんなことで答弁を申し上げるわけでございますけれども、2 つ目の関係については、新エネルギー工事に制度設計が必要ではないかというご質問でありますけれども、この快適な住まいづくりと商工業振興事業について、町民の快適な住まいづくりや魅力ある店舗づくり及び新エネルギー導入を促進し、商工業の活性化を図るための住宅の新築や改修、店舗の近代化等について支援を行ってきているわけでございます。この制度については、商工会の要望もあるわけでありますけれどもまちづくり推進町民会議等から継続を求める声もありますし、来年の 3 月まで制度を延長した経過があるわけであります。これまで多くの新エネルギー工事についても、昭和 25 年ぐらいから始めているわけございますけれども現在のところ 19 件ほどの活用かなと数字を見ているわけでありますけれども、再生可能エネルギーの

導入促進が毎年ない年もあるのですけれども、2件ぐらいは毎年やられてきていると平均的にね。このような状況かなと思っております。現在の制度は、今年度末までの期限となっているわけでありますけれども、新たな制度設計については、これまでの成果や評価というものを検証して具体的な対応を取らなければならないのかと思っております。今の段階で、どうするこうするということを申し上げることは控えたいと思っているわけでございます。検討はしていかなければならぬと、こういうことでございます。なお、公共施設の屋根に設置してはどうかという関係でありますけれども、光熱費の削減と電力料金高騰への対策としては現在公共施設のＬＤＥ化を進めており、これが完了すると大体37施設で66%程度なるのかな。年間220トンCO₂計算でありますけれども削減が見込まれると見ております。電気料金にしても、1,780万ほど削減されると今のところ試算しているところでございます。今後もできるところから省エネルギーといいますか、ゼロカーボンを推進して参りたいと考えているわけでございます。太陽光発電パネルの設置につきましては、国の地域脱炭素ロードマップこれが令和3年6月にできているわけでありますけれども、政府及び自治体の建物及び土地では2030年設置可能な建築物等の約50%の太陽光発電が整備され、整備というか導入され2040年には100%導入を目指すというこういう考え方が示されているわけであります。今後公共施設の整備の際には、具体的な取り組みがこんな考え方から国の指針があるものですから求められるのかなと思っております。具体的な関係はそんなことでありますけれども、しかしながら現時点ではその具体的な計画はないと、こういうことでございます。今後の施設の整備や更新、改修にあたっては災害時に業務を維持するべき施設や避難施設等に位置付けられた施設への導入を優先することが重要かと考えているわけでございます。参考として美深中学校の太陽光の発電だとかもやってみているのですけれども、1つの研究といいますか、検討しているわけでございます。先ほど申しました19施設等について、それぞれの町の補助金だととも出しているような状況でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） あまり時間がないので聞きたかったことがもう少しあるのですが、基本的に旧来、町長は太陽光発電そのものに適地の問題というのを雪の問題、寒さの問題等挙げておられました。そして性能、ソーラーパネルの性能等もどんなものなのかと考えてあったのかと思います。その辺については具体的に聞きたかったのですが、また別の機会にしますけれどもね。ただ適地の問題については、今はソーラーパネルの中ではいわゆる屋根型の中では長野県が1位・2位を争っているところですね。あそこは何が良いかと

いうその適地の問題では、冷涼であるということが太陽光発電にはいいのだと。要するに、ガンガン日が照ってというところでは太陽光発電は逆に向かないよと。ある資料では北海道でも実証をやっていますが、雪の効果や発電に対する雪の効果というのもどんどん出てきていますし、すでに 275 号の沿線では縦型の太陽光もきちんと設置をされて稼働していると、そんな状況にあることですから、それのことについて改めてお互いに勉強しながらですね。この推進ができればいいかと思っています。折角ですから、取り組みを始めた自治体の例を紹介してですね。さらにお聞きしたいと思いますが先般、政務活動でですね。上士幌町とそれから、もう 1 つは鹿追町と 2 町に行ってまいりました。国の 1 つは指定を受けた町でございまして、外見はですね。バイオマスによる発電ということが主力だったのですが、行ってみて驚いたのはお渡しました資料 3 のペーパーです。大きいから小さくしか出来ませんでしたが、これですね。このようなものを全町民に配ってですね。あなたの町のあなたの家の屋根に太陽光を是非という P R です。これは国の予算をですね。上手に捉えて、例えば 4 キロワット 130 万円くらいの太陽光発電とさらに蓄電池をプラスしてですね。裏面のケース 2 のところを見てほしいのですが、実質は 220 万ぐらいかかるところに国の補助金を活用して 154 万は国の補助だよ、自己負担は 66 万程度で作れるんだよというこのようなものを P R しながら町の電力をきちんと確保していくこうという動きを始めています。これに付随して隣の町の鹿追もですね。電力事情の中では、これから町の電力エネルギーを確保していくというのはゼロカーボンの取り組みの中では大事だということ、重要だということですね。そんな取り組みをしています。その取り組みの 1 つは、要するに自前の電力線を張ってですね。自前の太陽光発電所をつくって、そこで生まれた電気を公共施設にちゃんとしっかり供給していこうという動きをしています。これらも予算措置等はですね。きちんとやりながら進めているのだと思いますが、やはりこれから町のエネルギーを考えるとですね。今までの町の取り組みも L E D 化の取り組み、これは省エネの取り組みですよね。確かに効果があって大きな金額が動きますけれども、さらに電力事情の中で今後どれだけ上がるか分からない。そんな中で自前の電力をしっかり作ってですね。そして自分たちでそれを消費していく。そんな取り組みが、これからの時代に求められるのではないかと思いますが、その辺のことについて所見を伺えればと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的には長野県だとか、さらには長野県の取り組みだとかさらには上士幌だとか鹿追ですか。道内の取り組み等のお話もございました。基本的には、先ほど申しましたように国の指針が公共施設等にある場合は求められてくるだろうと思って

おります。しかしながら、積雪寒冷地が北海道内でもやっぱりそれぞれ違ってこの辺は非常に豪雪地帯でございます。そして、寒冷という部分もある。その辺の検討もしなければならない。その辺の技術者といいますか、その辺の意見も聞かなければならぬと思ってるわけでございます。さらに町内で個人の住宅等に太陽光発電を付ける場合に、そういう課題なり何かを検証、検討しなければならないのではないかと、先ほども申しましたようにね。平均的に2件ほどやっている経過があるものですからね。その辺を聞きながら、検討しながら対応して将来に向かって対応していくなければならない。今どうこうすることではなくて、これらは検討材料になるのかなと思っております。従って太陽光発電の普及には基本的には力を入れたいと思っておりますけれども、しかしながらそういう課題もあるのだということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私、視察させていただきました。これは全議員が視察に行ってまいりました。非常に、目から鱗の行政の進め方にみんな驚きながら見てきたところです。チャンスは今という言葉がありますよね。チャンス。チャンスは今しかないんだということですね。国は2030年までの先行的な取り組みについては、予算の十分な配備をしますよということを言っていますよね。全国各地あちらこちら手を挙げながら、その基準に達するかどうかを審査を受けてゴーサインが出たところは実際に動き始めています。これにですね。本当にそれがこれから町の中のエネルギーの在り方がそうと納得されるのであれば、今取り組んだらいいんじゃないかと思いますね。折角ゼロカーボン推進室をつくったのですから、そこで具体的に検討に入ると。出来るか出来ないかは検討次第ですから、検討次第でどうなるかはね。それは分かりませんから。とにかくまず検討に入ると。うちの町の環境とうちの町の中でどんな仕組みとどんな組み立てができるか。それをですね。やっぱり真摯に真剣に取り組んでみると、これからのエネルギー問題に大きな明かりが見えてくるのではないかと思いますがいかがでしょうかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 真摯に、真剣にという言葉がありましたのでね。その通り受けたと、真摯に真剣に取り組んでみたいと考えております。ただ取り組むということは検討を加えるということでありますので、直ちにやるということではございませんので、その辺のことだけ確認しておきたいと思います。

○5番（岩崎泰好君） それではもう1問。最後になります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 新エネルギー工事の関係のことなのですが、これについては快適

な住まいづくりと商工業振興事業、今年度时限立法で延長しながら今年で終わりということ、これから来年度以降どうするのかと検討を、これこそ検討の今最中だと思いますが、その中でエネルギー工事の限度額50万としていますね。この50万の根拠は多分逆算すると工事費250万なのかなと思います。私、勝手に推測したのですが、今ですね。電気の太陽光発電の電気は10年前は1キロワットあたり43万ほどですから、概ね家庭では4キロから5キロワットぐらいの発電容量があれば家庭用として使えるのかなと、そうすると大体250万ぐらいの目安なんだと思いますが、今ですね。近々の1キロワットあたり28万ぐらいまで下がっていますね、太陽光発電の施設の設置。そうしてくるとこの辺の限度額の考え方だとか、これも直していかなければいけないだろうし、逆に折角のいいチャンスですから今、町は50万円を最高限度額としているのであれば、この辺のところの補助率を上げるとかですね。これからその国の予算がもらえる段階までの間でもそういう形をとるとかですね。何かちょっと工夫をする必要があるのかなと思うところです。そんな検討も加えていただけるかどうかお聞きしてこれを最後にします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、補助対象にしているのは、大体205万程度かな。その内は実際5割ですからね。5分の1ですからね。20%ですから。40万程度の補助金。50万を限度にしていますけれどもね。その程度になってくるのかな。今、岩崎さんの言われた部分のね。継続するかしないかは、今後の話になってくるわけでありますけれどもね。住民が要望するのであれば。ただ一時といいますか、かなり農業関係の方が進められてきた部分があるのでよね。ただここへきて、町場や建築も少ないのですけれども、そんなに増えていかないと、先ほどいった課題があるのかなと思って見ているわけでございます。だけどそういうことも含めてね。検討課題にはなってくるのかな。岩崎さんの言われた通り検討課題に挙がってくるのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） ある意味町行政は大きなエンジンを持った動力のある自動車だと思いますが、そのエンジンキーを握るのは町長です。長はきちんとエンジンキーをしっかり回して全役場職員がパワフルに動けるようなそんな形でこれからの町政を引っ張っていただきたいとそのお願いをして質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 以上で5番 岩崎君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会といたします。大変ご苦労様でした。

散会 午後2時48分

令和4年第4回定例会
美深町議会会議録
第3号（令和4年12月16日）

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 請願第1号 委員会報告 農業生産資材高騰対策対応に関する請願
- 第 3 議案第42号 美深町議會議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第43号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改定について
- 第 5 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第45号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 第 7 議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定について
- 第 8 議案第47号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について
- 第 9 議案第48号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第7号）
- 第10 議案第49号 令和4年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第50号 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第51号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第52号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第53号 令和4年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第54号 令和4年度中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第17 意見書案第6号 道教委「これからの中高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- 第18 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（10名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 欠 員
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 桜木健一君
保健福祉課長 中江勝規君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	建設水道課上席主幹 竹田哲君
会計管理者 後藤裕幸君	総務グループ主幹 小林一仙君
企画グループ主幹 小野勇二君	生活環境グループ主幹 内山徹君
税務グループ主幹 中林秀文君	保健福祉グループ主幹 和田政則君
農業グループ主幹 前田直久君	水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教 育 長 草 野 孝 治 君	教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元岡友之君	教育グループ主幹 前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤 本 博 君	事 務 局 長 山 崎 義 典 君
-----------------	-------------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君	事 務 局 長 望 月 清 貴 君
----------------	-------------------

◎議会事務局

事務局長 望月清貴君 事務局副主幹 丹伊田和博君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。本定例会の追加議案について申し上げます。長側提出のものは同意1件です。議会側提出のものは請願に関する委員会報告1件、意見書1件、承認1件で本日の会議に付議しております。次に、新型コロナウイルス感染予防対策として会期中は議場内換気のため一部ドアを開け次亜塩素酸空間除菌脱臭機を設置し、また傍聴席の皆様には座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。なお本日報道によるカメラ写真撮影を議長において許可してございますのでよろしくお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 請願第1号 委員会報告 農業生産資材高騰対策対応に関する請願

○議長（南 和博君） 次、日程第2 請願第1号 委員会報告 農業生産資材高騰対策対応に関する請願を議題とします。本件については産業教育常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 請願第1号につきましてご報告を申し上げます。農業生産資材高騰対策対応に関する請願。令和4年第4回定例会において付託の請願第1号。農業生産資材高騰対策対応に関する請願について審査結果がでましたので報告をさせていただきます。産業教育常任委員会審査結果報告書。請願第1号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願。本委員会は令和4年12月13日に付託されました上記請願を審査した結果、次の通り決定をいたしましたので会議規則に則り報告を致します。請願の審査の結果は採択すべきものとして皆様にご報告をさせていただきますが、付帯意見として2点ほどございます。これは会議規則の第94条2項に該当するものでございまして、これを附して採択すべきものとして決したところでございます。その2点につきましては、次の点について国の対

策に加え、町の対策を上積みした予算措置を講ずることとして1つ目は配合飼料の高騰分の農家負担を補填することで負担増を最小限に抑えること。2つ目には資材高騰による資金繰りのための借入金に対する金利補填を行うことで、永続した営農活動が出来るよう配慮をすること。この2点でございます。以上、報告でございます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告に対して質疑がある方は発言願います。質疑ありませんか。なければ質疑なしと認め、本件について討論行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから請願第1号について採択を行います。請願第1号に対する委員長の報告は採択すべきものです。委員長報告の通り採決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って請願第1号 農業生産資材高騰対策対応に関する請願は採択することに決定しました。お諮りします。只今、採択と決定しました請願第1号については、附帯意見を附して執行機関に送付したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。よって本請願は附帯意見を附して執行機関に送付することに決定しました。

◎日程第3 議案第42号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第42号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第42号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第42号について採決します。議案第42号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第42号は可決されました。

◎日程第4 議案第43号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第43号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第43号に関し質疑行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第43号について採決します。議案第43号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第43号は可決されました。

◎日程第5 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第44号に関し質疑行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第44号について採決します。議案第44号 職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第44号は可決されました。

◎日程第6 議案第45号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第45号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。これから議案第45号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第45号について採決します。議案第45号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第45号は可決されました。

◎日程第7 議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館
「双子座館」指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第46号については、地方自治法第117条の規定により齊藤議員が除斥となりますのでよろしくお願ひいたします。日程第7 議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定について議題とします。これから議案第46号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 1点だけお聞きしたいと思いますが、この指定管理に関して、町には条例を作つてございます。美深町公の施設に関する指定管理者の指定手続き等に関する条例でございます。その中にですね。第10条に指定管理者は毎年度終了2カ月以内にその管理する施設及び次に掲げる事項というような文言がございまして、事業報告書を作成して町長等に提出しなければならないという項目がございます。たまたま今指定をしようとしている法人にあってはですね。2つの法人が昨年7月だったと記憶しておりますが、その時点で合併をしたと私も承知しておりますが、令和4年度の4月から解散といいますか、合併するまでの間のですね。これらの事業報告書につきましては、作成して町の方に届いているのかということの確認です。旧来でありますと、議会の方にもその資料は近々の議会が始まるときには資料として添付されておりますが、それらについては私の記憶の中ではいただいていないということなのですけれども、これらの審議にあたってはやっぱり必要なことかと目を通しておきたい資料でございますから、その辺がどうなっているかの確認だけさせてください。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 只今のご質問の今年度の4月から6月の事業報告につきましては、町の方には報告が来ていないというのが現状でございます。先ほど、前段に言われておりました年度末の決算状況を翌年度の6月に例年報告いただいた6月議会に

説明書を提出しているということでございますので現状、令和3年度の決算、令和4年度のまた4月、6月分については町では抑えていないところです。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 今の5番議員さんの失礼して、勘違いかと思うのですが、毎年度6月に出しているのは、第三セクターですね。町が出資している第三セクターの経営状況の報告について町に受けて、それを議会に報告しているということで、指定管理者ですね。事業報告について、それを議会に今まで報告したことはございません。指定管理者はたくさんおりますのでね。このアイランドだけではなくて、指定管理というのは、コニセイから運動施設から沢山の施設を指定管理で行っていますので、その事業報告については議会の方にこれまで資料を出しているということはないですね。今、岩崎さんがおっしゃったのは、指定管理の事業報告を条例に基づいて出しているかという質問でしたよね。それに対しては、町にはそれぞれ指定管理者から実績は出してきておりますけれども、それをそれぞれ議員さんに資料としてお配りした経過はないと思います。出しているのは第三セクターの収支報告について、それを6月の2定の中で、それぞれコピーしたものを作成しているということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私の聞き方が悪かったのですか。指定管理者の指定手続きに関する条例の中では指定管理者の指定というのは当然公募によるものと公募によらない方式によって指定されるところですよね。その指定された指定管理者は、その事業報告書の作成及び提出を義務付けられておりますよね。それがあったのかどうかを聞いたのですね。答弁の中では令和3年分の3月までの報告をもらってますって。4月以降はもらっていないことですから、私何も勘違いも何もしていないと思うのですけれど。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 休憩。休憩。

○5番（岩崎泰好君） ちょっと待ってください。3問しかできないので。

○副町長（今泉和司君） 休憩してください。

○5番（岩崎泰好君） 休憩します。

○議長（南 和博君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時21分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。質疑ございますか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 当初修正案等も色々考えたのですが、1つはですね。この指定する期間について疑義があるのでそれらのことを考えてみたのですが、これそのものはですね。指定管理者制度そのものが行政処分であるからには、行政処分の内容の変更については、その改正等の議会では出来ないというそういう見解を事務局長から伺ってですね。それでは、これに賛成するか反対するかそのどちらしかないと自分では結論を出したのですけれども、その辺のところをですね。考えてみるとそれしかないのかなと思うのですけれども、町がその引き続き5年間としたところの根拠みたいのだけをお聞きしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） まず、私の方からその5年の根拠という部分ですけれども指定管理者制度上その期間は3年から5年というような目安としては見られるわけですけれども、5年とする根拠という基準は特にございませんので、私たちの方の考え方という部分ではやはりある程度の長期の計画をもって事業計画を提出してもらっておりまして、今回は従前どおり5年で計画書の提出を求めてその部分についての審査をした上で指定管理の候補者として選定をしてきておりますので、公社としても5年の計画の中で一定のメリットを出していただけだと判断しておりますので、今回は5年ということで提案させていただきました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私も5番議員同様、当初の考えは指定期間の修正を考えておりましたが、全国町村議長会発行の地方議会運営の実務ということを見ますと、行政処分としての性格的法的性格を持っているものは修正できないという文言がありましたので、一部修正ということは断念を致しました。それで、議案第46号は結論からいいますと否決の判断を致したところでございます。その理由と言いますか根拠としては2つ考えました。根拠1としては、振興公社設立時より第三セクターによる運営を行っておりますが、公募によらない指定管理者の指名は適正な競争原理のための運営を阻害しております。提案型入札による抜本的な改革が必要であり、本来の目的にある地場産品の販路拡大、商品開発、情報発信など本町の産業活性化を担うべき重要な役割をもつ施設であり、雇用の創出にも繋がる積極的運営が求められていると思います。2つ目の理由といたしましては、本年7

月の統合において町から2,000万円、株主5社から300万円と統合されたアウルの株式700万円を合わせ既存資本が6,000万円となりました。しかし3年度決算において、町職員派遣にかかる費用は営業外収入と修繕経費は指定管理料の追加という形になっております。また国、道から経営回復支援金緊急事態宣言措置協力支援金などがあり、3年度は何とか黒字決算となりましたが、経営手法、人的不足等課題もございます。議会としてもしっかり検証する必要があり、発展的な経営に向かうためには一度否決をさせていただきまして、再提案していただきたい旨そのような判断を致しました。議員各位のご賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 他に討論ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原泰好君） 只今、5番議員から反対といいますか、賛成しかねる討論がございましたけれども私は逆に、すみません。申し訳ない。7番 小口議員からの反対という話ですけれども、私は原案の条例で賛成でよろしいのではないかという立場でしたらお話をします。3年ということは、今回は特に問題はしていないようありましたけれども、根拠で述べられた1の部分で、公募によるという部分に関しては私も一部理解出来る部分はあるのではありますけれども、この部分でいきますと、今の現状からいうと非常に難しい部分もあるのかなと、話としては理解出来るのですけれども色々課題が多い中で中々そういった競争原理が働いた中でのまず公募に対する競争力があるのかどうかというのは現状として少し疑問に思う部分もありますし、例えばですね。これは他の自治体の事例として、ずっと1社が指定を受けていたところが公募等により競争原理が働きまして、違う業者が受注を勝ちとったというところがあったようです。ところが準備等に間に合わず、結果として業務が停止し、指定管理を取り消しとなった事例があって、その間住民の中でも業務が停止、行政サービスが停止したことによって混乱が生じたという事例等もありますので、現状でいきますと今回のように運営の実績評価、その中の判断というものは極めて妥当なものであると私は考えております。よって、色々課題はその中で5年間の中で色々課題解決に向けて努力をしていただくというそういう形でいくべきだと考えておりますので、本条例に関しては、私は賛成をしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私は、今回の提案に対して反対の立場で討論させていただきます。そもそも地方自治法の平成15年の改正によりまして、この指定管理者制度が生まれました。その大きな目的は、国民や地域住人のニーズの多様化に備えてですね。財政難に対応

した効果的あるいは効率的な運営を進めるための指定管理者制度でございます。始まってからしばらくの時間たっておりますけれども、その間ですね。様々な大きな金額を、その施設に町は投資をして参りました。それもですね。様々な課題を生みながら今日まで進んできたというのが現状だと思います。新たに先ほどご指摘がありましたように、町から大きなお金を投入してですね。その指定管理を続けてもらうという形に、進めてきたことも分かります。分かりますが、じゃあしかしですね。この施設そのものの運営が同じような形で5年というのはちょっとどうなのかな。先ほどの7番議員の本来は公募によるものが本来の指定管理のあり方でありますから、やはり将来的には公募による方法に進んでいくような方向性も含めながら、この指定管理のした法人をしっかりと見つめていく必要があるのではないかと思います。そう考えると、5年間というのはちょっと長すぎる。かつて体育館の指定管理だと思いますが、短くしたという議会の経過もございます。それらを考えると、年限は2年なのか3年なのか別にしても、改めて町からその辺のところを考慮して指定期間を短くしていただくような形で再提案を求めるものであります。それによって成績がきちんと確認できるような状況であれば、さらにそれから指定管理が出来ることでございますから、その後のことについてはですね。公募の方向にするのか別問題としても、やっぱりしっかりと進んでいくことができると思います。よって、今回の提案の3つ目になります指定期間の5年間はあまりにも長すぎると、そんな感じで私は反対討論に立たせていただきました。議員皆様のご理解とお願いして反対討論とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 他、討論ありませんか。なければ討論を終了します。これから議案第46号について採決します。議案第46号 森林公園びふかアイランド及び美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って議案第46号は可決されました。

◎日程第8 議案第47号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第47号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第47号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第47号について採決します。議案第47号 ほっとプラザ・スマイル指定管理者の指定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第47号は可決されました。

◎日程第9 議案第48号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第7号）

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第48号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。これから議案第48号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 19ページになります。一番上段、物産展示館の指定管理料の追加でございますが、総務課長のお話によりますと火災報知器の修繕というは金額も含まれておりますが、誤作動が始まって数カ月も経っているのに今ごろの対応というは何か経緯があるのでしょうか。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） この物産展示館の指定管理料の中身ですけれども、言わせておりま通り火災警報受信機基盤の修繕更新の経費が含まれております。なぜ今になったかということのご質問ですけれども、前回9月議会の時にも一部触れたかと思うのですが、機器の選定の中でどちらが有効かという部分を判断するというような回答をした覚えがあるのですが、その辺で時間を要していたということがまず1つございます。それで新たな機械を導入することになったということで今回、振興公社の方と相談した結果、既に発注しておりますけれども、やはり機器の受注の関係で期間を要しているところでございまして、実際完了するのは目途としては3月になるかなということで遅くなってしまっているのですけれども、そういう理由で今になったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 完了するまで来年の3月ということですけれども、万が一の場合、人命財産にかなりの影響が出ると思うのですが、それまでの間はどのような措置になっているのでしょうか。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 現場の担当の話では、火災という部分では多少不安

はあるけれども、A L S O Kの方の警備の部分で管理はある程度可能だと聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それでは17ページのですね。農業林産業の予算の中で、いわゆる今7月に臨時議会で補正を出した、いわゆる農業経営支援給付金のここで207万7千円ほどの減額が生じていると、だからこの内訳が3種類ありましたよね。肥料、燃料、飼料という価格に対する給付金の中で、その内訳がどのような形になっていてどこが減額になったのかその辺の詳しいところを教えてください。

○議長（南 和博君） 前田農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（前田直久君） 農業経営支援事業給付金のご質問であります。内訳ということでございますけれども、3本、肥料と燃料と配合飼料ということでそれぞれありますけれども、燃料につきましては当初予定して見込んでいた金額を上回る22万ほど上回るような結果となりました。もう1つですね。配合飼料につきましても当初見込んでいた金額より10万円ほど上回るような見込みとなってございます。一方で肥料価格の部分ですけれども、こちらについては240万ほど減額といったような見込みとなりました。こちらについては、当初農協さんからなど情報提供を参考にしながら積算をしていたところですけれども、やはり農協以外に取引されている方等もいらっしゃったということもありまして、把握が難しかったということもありまして、肥料につきましては240万ほどの減額となったということでございます。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 農協さん以外からの取引があったので把握が難しかったということは、かえって増額になるような形に考えた方が手っ取り早いような気はするのですけれども、今回この肥料に関しては10段階に分けて色々な使った量によって、いわゆる給付金が出されたということのうちらの中で説明があったので、中々難しかったのではないかと思うけれども、農協さん以外の取引があったということは増えるというような考え方ではないのかを、再度もう一度お聞かせください。

○議長（南 和博君） 山崎農務課長。

○農務課長（山崎義典君） 今の齊藤議員のおっしゃった通り内訳、中身がですね。いわゆる昨年の肥料の経費に応じまして各10段階において給付をしていくという形で考えてございます。具体的にその推計というか、どの段階に個人がどのように当てはまるのか、または個人の方もそうなのですけれども、やはりそこの推計が中々きちんと出来ていないというか、それは正直こちらの方で把握するというのは難しいものですから、予算の際は

実際ございました。ただ正直3,700万円という予算を付けていただきました。担当としてはですね、200万円ほどの減額となったということは、若干一安心をさせていただいているというようなところが正直なところでございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 私は17ページの快適住まいづくりの補助金の関係と、21ページのCOM100の修繕費のことについてお伺いしたいと思います。まずCOM100の修繕費、空調の不具合ということでお聞きしましたが、この夏に大規模な修繕を行ったわけなのですけれども、それとの関係がどうなのか。関係しているものなのか、全く別物なのか。その辺のところをお伺いしたいのと、快適住まいづくりの補助金として利用が増えているということで192万円の補正ですけれども、この件数が何件になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） こちら今回の提出しました修繕につきましては、ボイラーの修繕で前回の修繕と全く別のものですので、全く別物ということでございます。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 快適な住まいづくりと商工業振興補助金のどの程度の見積もりかということかと思います。件数とですね。192万円と合わせまして、現在の執行残が18万円ありますて合計で210万円を今後の予算として見積っております。それの内訳としての考え方としましては、修繕工事が出た場合、最大30万かかるということに、補助金限度になりますけれども、それで7件分を見込んでいるところです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは夏にやったものに関しては冷房関係ということになるのか、その辺の系統的なことは分からぬですけれども、一応夏とは全く別物で発生した修理ということで、夏の方はもう終わっている。今、やってる最中、そういうことであればやむを得ないのかなということが分かりました。それと快適な住まいづくりの関係で7件が残なのか中なのか分からぬですけれども、これは昨日も少しこの条例等に関して年度内いっぱいの条例ということで町長も色々答弁をしていた部分ですけれども、コンスタンストにこの利用がされている条例で、非常にその商工振興だとか定住関係、そして昨日もあったようにその町内の環境の中にも随分効果が上がっているような条例ととれるわけですけれども、昨日の段階でまだ次どうするかというそういう段階ではないと言っていたけれども、これだけやっぱり利用のコンスタンストにあるものといえば、今後の話としてですね。昨日もあったのですけれども、新エネルギー対応だとかというのは盛り込んでいるのです

けれども、町長の話だけれども、それも大事だけれども、省エネだとかこれまでのその町の取り組みをしっかりとその脱炭素の中で生かしていきたいという答弁があったように思いますけれども、それであればこの事業、次是非とも残しておきたい条例の1つだと思うのですけれども、そういう例えは脱炭素でいけば、今色々な規定はあるでしょうけれども、低炭素住宅であるとか、高気密住宅でそういった燃料等のエネルギーの消費を抑えるようなそういうことも色々出ているようで、必ずしも当てはまるかどうかわかりませんけれども、そういう省エネ脱炭素に向けた要素を取り入れたような形の条例整備というものを是非とも進めていただければなとは思うのですけれども、それについてちょっと考えを。

○議長（南 和博君） 6番 藤原議員に申し上げますけれども、補正予算の質疑ですのと一般質問ではないので、その辺を留意しながら発言よろしくお願ひします。答弁しますか。

今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 補正予算の質問で担当も答えにくいでしょし、私も答えにくいでしょけれども昨日、町長の方から答弁ありました。非常に有用な条例であるし、非常に効果もあるという、これは町費含めてですね。皆さんお認めいただいているんだなと考えておりますので、次年度以降の対応をどうしていくのかということについて、これまでの効果ですとか、更にはどういう必要な施策があるのかといったそういうことを検討しながら進めていくということになるのだろうと考えておりますので、よろしく勘弁してください。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第48号について採決します。議案第48号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第7号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第48号は可決されました。

◎日程第10 議案第49号 令和4年度美深町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第49号 令和4年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第49号に関し質疑を行いま

す。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第49号について採決します。議案第49号 令和4年美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第49号は可決されました。

◎日程第11 議案第50号 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第50号 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第50号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第50号について採決します。議案第50号 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第50号は可決されました。

◎日程第12 議案第51号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第51号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから議案第51号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 大変失礼いたしました。7ページの介護予防生活支援サービス事業費の委託料、配食サービス事業委託料についてお伺いします。説明では利用増によるということでおざいましたが、その中身一定程度詳しく教えていただければと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 配食サービス事業委託料の関係でございますが令和4年度現在ですね。配食サービスを利用されている方の人数、実人員で21人いらっしゃいます。当初予算で1,638食を予定していたのですが、この21人に増えたということがございますので、1,100食の増加を見込んで、2,738食とし54万円の追加補正とさせていただいているところです。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 当初から1,100食増えた分の補正ということで、人数の方は今21人というのは増えた分ですか。食事数が増えた。実人員が21人で食数が増えたということですか。その辺ちょっと理解できなかったので。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 食数が増えたということで1,100食増えたということでの補正、追加補正ということでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第51号について採決します。議案第51号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第51号は可決されました。

◎日程第13 議案第52号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第52号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第52号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第52号について採決します。議案第52号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君）全員賛成です。従って議案第52号は可決されました。

◎日程第14 議案第53号 令和4年度美深町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第53号 令和4年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第53号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第53号について採決します。議案第53号 令和4年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第53号は可決されました。

◎日程第15 議案第54号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第54号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第54号に関し質疑を行います。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第54号について採決します。議案第54号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第54号は可決されました。

◎日程第16 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第3号でありますけれども、固定資産評価審査委員会の委員

の選任について提案説明を申し上げます。ご承知のように本町の固定資産評価審査委員会の委員につきましては、総数で3名でございます。任期は3年でございます。ご提案申し上げます園部一正氏は、固定資産評価審査委員会委員として平成10年から8期に渡りご活躍いただきおり、平成17年からは委員長を務められ、この12月23日をもって8期目の任期満了を迎えようとしている方であります。昭和30年の生まれでありますから67歳、昭和52年の日本大学経済学部を卒業されている方でございまして、平成11年には株式会社園部商会 代表取締役社長に就任されております。生業の方は他でありますけれども社会福祉法人美深福祉会の理事長など社会的に様々な役職に就かれている方でございます。それぞれの立場でご活躍をいただいている方でありますと、ご承知の方もいるかと思いますので、経歴等については現職でありますから、私から細かく申し上げませんけれども、若い時といいますか、昭和52年の大学を卒業した当時には吉野石膏の東京本社に努めた経験もあるようでございます。そんなことで豊かな経験と公正なる判断を考えますと適任の方であると考えまして、引き続き園部氏を委員と選任いたしましたく同意を求めるものでございます。満場のご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げて提案説明とさせていただきます。以上です。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第3号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って同意第3号は同意することに決定しました。

◎日程第17 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」
を抜本的に見直し すべての子どもにゆたかな
学びを保障する高校教育を求める意見書の提出
について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 意見書案第6号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は岩崎議員、賛成者は和田議員、齊藤議員、田中議員です。この際、提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

5番 岩崎君。

○ 5 番（岩崎泰好君） 道教委「これからの中学校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する中学校教育を求める意見書の提出について説明を致します。地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により下記の通り意見書を提出するものでございます。提出者は私岩崎。賛成者は和田、齊藤、田中各議員でございます。意見書案の朗読をもって提出の説明といたします。提出先は北海道知事、北海道教育委員会教育長宛てでございます。道教委「これからの中学校づくりに関する指針」を抜本的に見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する中学校教育を求める意見書案。道教委は、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」を進めています。また、「これからの中学校づくりに関する指針」においても依然として「望ましい学級規模を 4 ~ 8 学級とし再編整備を進める」としており、地域の要望や実態を全く踏まえたものとなっていません。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村も増加しております。令和 4 年 2 月にまとめられたこの「『中学校づくりに関する指針』検証結果報告書」では「一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を超えた通学可能圏内の再編も検討」と今後の方向性を示されており、ますます統廃合が進むことが懸念されます。「配置計画」によって地元の高校を奪われた子どもたちは遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管となるなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきものであり、各自治体に負担を負わせている実態は後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。このままでは「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退に繋がることは明らかです。道教委は、広大な北海道の実態にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、中学校卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど地域の高校存続を基本に希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「中学校配置計画」「中学校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上の趣旨に基づき、次の事項について意見します。1、道教委「このからの中学校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰

退につながることから抜本的に見直すこと。2、すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げる。3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに以前より高校が存続しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで意見書の提出でございますが、この案件につきましては、先の9月の定例会の折に意見書として挙がってきたものですね。委員会としては継続審査とし、提出者とのご意見を聴取するなど時間をかけて審査をしてきたものでございます。今回それにつきましては、今日の議会で提出をしていきたいと考えて提出をした経緯でございます。各議員のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第6号について採決します。意見書案第6号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第6号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第18 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 承認第4号 閉会中に所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認といたします。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。本定例会は令和4年最後の議会でありますので、ご挨拶を申し上げたいと思います。はじめに議長から一言ご挨拶を申し上げます。年末にあたりまして議長の立場からご挨拶申し上げます。本年も新型コロナウイルス禍により、美深町も不自由な日々を過ごした町民が多いと思います。新型コ

コロナ感染第8波により、特に幼児・児童の感染者が急増し、それによる家族感染も後を絶たない状況が続きましたが、町民各位の積極的なワクチン接種のご協力により重症化に至る方が最低限度に低下したことは、町民皆様の意識と関係各位のご尽力のお陰と感じております。町のイベントも従来通りとはならなかったものの、少しずつ再開出来たことは徐々に日常を取り戻しつつあることを実感できました。来年は是非とも元の日常となることを祈念するところであります。本年を振り返りますと、わが町の基幹産業であります農業においては融雪が早く、深耕作業が早く進みました。牧草作業は6月の長雨により収穫作業に影響があったものの、成果物は概ね順調に生育し、もち米につきましては、史上最高に近い収量となりました。しかし、農産物全般に価格面においてはコロナ禍による価格の低迷がありました。さらに、半導体不足とともに関連機材の生産減退遅延、そして何といっても2月のロシアによるウクライナ侵攻によりまして世界的に資材、肥料、飼料等が異常な高騰となり特に輸入資材に頼る農業はかつてない影響を受けております。国や町においても支援を受けていますが、継続した支援を願うとともに経営継続できる生産基盤の確立を願うばかりであります。今回、農協から請願を受けましたが特に酪農畜産においては来年の話よりも年越しをする手当が喫緊課題となっており、危機的状況であり年を越したとしても来年度の再生産が危惧されるところであります。商工業においても同様に、物価高騰による消費の冷え込みと引き続きのコロナ禍の影響で困窮を極めています。来年においても、引き続きプレミアム商品券等商工業振興にも支援を続けなければならないと思っております。観光業におきましては、コロナ禍の影響でさらに経営環境が悪化していた道の駅アウル、そして美深振興公社が統合し、新しい美深振興公社となりました。今後も、体制整備を図り経営の立て直しに期待するところであります。国道沿いに面し、道の駅と温泉が同じ場所にある施設のポテンシャルを十分に発揮してほしいと思っております。コロナ禍の中にあってもキャンプ場は盛況と聞いておりますので、アイランド一帯の魅力発信をしっかりとしていただくことを願うところあります。キャビアの生産拡大にも、関係者の努力によりまして明るい兆しが見られ、チョウザメ産業化に向けた進展に大いに期待するところであります。福祉業所におきましては、第6次総合計画にもあります特別養護老人ホームの移設建て替え計画が今後本格的に議論されることとなります。水害対策と施設の老朽化など他の公共施設の改修・改築の優先順位の筆頭の施設であり、美深福祉会との十分な協議の上で進めてほしいと思っております。コロナ禍となって3年近くとなり、この間まちづくりも停滞感が否めない中で、人口減少も気が付けば4,000人を割り込み、現在3,900人すらも割り込む状況であります。喫緊の課題として、人口減少対策を重点施策に位置付けなければならないと思います。少子化対策を中心として、そこからまち

づくりの施策展開が必要です。出生数の低下と小学校の児童数をみると危機感を感じずにはいられません。今後に向けて町全体で対策の議論を進めていかなければなりません。議会の動きとしましては、改選期に備え次期議会構成等に関する協議について全員協議会、議員協議会を重ね議会改革が議員のための改革ではなく町民のための改革でなければならない点を論点の中枢として、議論を重ね今定例会において最終答申を示したところであります。多様な担い手の立起に繋がるよう議会運営の柔軟性と議員報酬の増額を理事者に要請させていただきました。さらに、初めて今回理事者側に議会から政策提言もさせていただきました。町の課題を理事者と議会の共有で、問題解決に向けてともに考えていくことが目的であります。令和4年は引き続きの新型コロナ禍以上に戦という言葉に象徴されるようにウクライナ紛争に翻弄された1年であり、誰にもメリットのないこの戦争の終結を心から願うものであります。世界の環境問題についても、自然豊かなわが町においても危機意識を高めなければなりません。今後の行政運営はますます課題山積で行政に関わる我々の責務は、ますます高まるばかりであると感じております。結びになりますが、今年1年まちづくりにご協力いただきました町民に心から感謝するとともに町長はじめ理事者職員の皆様、そして議員の皆さん1年間大変ご苦労様でした。皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、年末にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

それでは、最後に山口町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長（山口信夫君） 只今、議長の方から最後のご挨拶ということでありますけれども、今年度本当に雪は遅いのかなと思っておりましたけれども、ここへきて昨日まで、今朝まで荒れている。非常に荒れる状況でございまして、どうなるのかな。雪のことが心配かな。ただ今議長からご挨拶がございましたけれども、本当に令和4年度引き続いてでありますけれどもコロナ対策に追われた1年でなかったのかなと思っているわけでございます。本当に議員各位議長をはじめ皆様方に非常にお世話になって、今日の議会も提案した部分全部仕上げてもらったなと思って感謝、お礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。来年の春どうするかという話があるわけでありますけれども、私としては後援会の幹部と相談しておりますけれども、来春は5期目の挑戦はしないということにしたいと思っております。それは、時代とともに非常に便利な世の中になってきています。スマートフォンだとかタブレットだとかいってみればA Iという部分で非常に進んでおりますけれども、それら便利になった社会でありますけれども、しかし人間の心と言いますか、この山村を取り巻く状況、過疎を取り巻く状況、そして高齢化の社会、こういう中にあって果たして心の方は豊かになってきたのかな。便利な社会にはなっているけれど

も、本当の意味の豊かになってきているのかな。そういうことを考えながら、非常に危惧しているところでもあります。そういう意味で第6期の総合計画を作っておりますけれども、皆様方と協議をしながら、町民と協議をしながら仕上げておりますけれども、後継者といいますか新しい人に譲って参りたい。新年度の予算等の要望もあるわけでありますけれども、それらに向けては政策予算といいますかそういう部分に新しい人に委ねるべきではないのかなとそう思っているわけでございます。そうはいうものの新年度に向けたは骨格予算となるわけでありますけれども、経常的な経費等々については所定の予算編成をしなければならないと思っているわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げて一言でありますけれども、来期は出ないんだということを明確にしながらこの議会、1年間世話をになったことをお礼申し上げてご挨拶にしたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（南 和博君） これにて令和4年第4回美深町議会定例会を閉会します。大変皆様ご苦労様でした。

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　藤原芳幸

署名議員　小口英治